

平成20年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成20年9月29日（月曜日）

---

議 事 日 程（第5号）

- 第 1 議案第86号 売買契約の一部を変更する契約の締結について
- 第 2 議案第88号 平成20年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第89号 平成20年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第90号 平成20年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第91号 平成20年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第92号 平成20年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 決算第 1号 平成19年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 発議第 7号 四万十町議会決算特別委員会の設置について
- 第 9 四万十町議会決算特別委員会委員の選任について
- 第10 発議第 8号 四万十町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第11 陳情第27号 国道439号線、小石トンネル出入り口から大正大奈路、西ノ川大橋までの歩道街路灯設置要望の取り下げについて
- 第12 陳情第31号 過疎高齢化に伴う桧生原地区集落営農の支援を求める陳情書の取り下げについて
- 第13 陳情第29号 貧困の連鎖を断ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書
- 第14 陳情第25号 大奈路小学校体育館の屋根の雨漏りの改修の要望について
- 第15 陳情第28号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出についての陳情書
- 第16 陳情第23号 町道見付駄馬線から東方に分岐する生活道を町道に認定を求める陳情書
- 第17 陳情第26号 大正大奈路～【旧】西ノ川橋手摺塗装と落下防止、金網の取替えに関する陳情書
- 第18 発議第 9号 貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見

書案

第19 発議第10号 介護保険制度の改善を求める意見書案

第20 発議第11号 議員派遣の件について

第21 閉会中の継続審査・調査申し出について

追加日程第1 陳情第24号 ケーブルシステム整備事業の見直しを強く求める陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

追加日程第1 陳情第24号 ケーブルシステム整備事業の見直しを強く求める陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（26名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 吉村アツ子君 | 2番  | 岡峯久雄君 |
| 3番  | 弘瀬則彦君  | 4番  | 島岡幹夫君 |
| 5番  | 山岡義正君  | 6番  | 緒方正綱君 |
| 7番  | 橋本保君   | 8番  | 山上利嗣君 |
| 9番  | 岩井優之介君 | 10番 | 田邊哲夫君 |
| 11番 | 松下和孝君  | 12番 | 林健三君  |
| 13番 | 酒井祥成君  | 14番 | 下元昇君  |
| 15番 | 竹内常喜君  | 16番 | 田邊幹男君 |
| 17番 | 戸田健彦君  | 18番 | 堀本伸一君 |
| 19番 | 梶原政利君  | 20番 | 田邊客子君 |
| 21番 | 牧野利恵子君 | 22番 | 味元和義君 |
| 23番 | 宮地章一君  | 24番 | 氏原郭君  |
| 25番 | 宮崎南海男君 | 26番 | 池本公夫君 |

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

|       |       |       |        |
|-------|-------|-------|--------|
| 町長    | 前田哲生君 | 副町長   | 高瀬満伸君  |
| 会計管理者 | 永井立一君 | 林業政策監 | 田辺由喜男君 |

|        |        |             |       |
|--------|--------|-------------|-------|
| 総務課長   | 浜田好清君  | 企画課長        | 武内文治君 |
| 管財契約課長 | 佐竹節文君  | 税務課長        | 山本靖君  |
| 町民環境課長 | 市川敏英君  | 健康福祉課長      | 岡澄子君  |
| 農林水産課長 | 中尾博憲君  | 商工観光課長      | 森芳明君  |
| 建設課長   | 武市逸夫君  | 上下水道課長      | 伊藤哲郎君 |
| 教育委員長  | 宮崎勲君   | 教育長         | 水間淳一君 |
| 教育次長   | 長谷部文男君 | 教育次長兼学校教育課長 | 渡部睦君  |
| 生涯学習課長 | 山本弘光君  | 農業委員会事務局長   | 武内洋介君 |
| 代表監査委員 | 奥宮敏男君  | 総務課副課長      | 山本康雄君 |
| 総務課副課長 | 樋口寛君   | 総務課財政班長     | 山脇光章君 |

大正総合支所

|            |       |        |       |
|------------|-------|--------|-------|
| 支所長兼地域振興課長 | 清水正一君 | 町民生活課長 | 柴久幸君  |
| 大正診療所事務長   | 林正憲君  | 産業建設課長 | 下藤広美君 |

十和総合支所

|            |       |              |       |
|------------|-------|--------------|-------|
| 支所長兼地域振興課長 | 林伸良君  | 町民生活課長       | 杉内和一君 |
| 産業建設課長     | 岡本順一君 | 十和医療福祉センター所長 | 酒井寿哉君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

|        |       |    |      |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 今村茂君  | 次長 | 田辺卓君 |
| 書記     | 竹内寛子君 |    |      |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（味元和義君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第3回四万十町議会定例会第12日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより会議順序に従い会議を進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第1 議案第86号売買契約の一部を変更する契約の締結についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第86号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号売買契約の一部を変更する契約の締結についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2 議案第88号平成20年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑

を行います。

質疑はありませんか。

2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） それでは、議案第 88 号について、3 点ちょっとお伺いをしたいと思います。

まず初めに、予算書の 26 ページ、農林水産費農業振興費の中の 19 節、環境保全型農業推進事業補助金というのは、資料説明の中の予算概要にありますのでわかりますけれども、農業資源利活用事業補助金 31 万 5,000 円、内容がわかりませんのでお伺いをしたいと思います。

それから 2 点目、予算書の 27 ページ、これも 19 節の負担金補助金及び交付金の中に、鳥獣害の対策がありますけれども 465 万円、これは減額と計上の予算がありますけれども、これは名前が変わっただけということで事業名が変わったということで確認してよろしいのでしょうか。

説明資料を見ると、これは要望が多過ぎて国費事業のオーバーした部分を負担率 3 分の 1 を確保するために町費を補助するということと思うんですが、要望に対して 100%実施ができるのかを伺います。

それから 3 点目です。予算書の 40 ページ、教育費の保健体育費、節の 19 でこれも負担金補助金及び交付金の四万十川フルマラソンの実行委員会補助金ですが、初めての事業ですのでちょっとお伺いをしたいと思いますけれども、フルマラソンですのでスタートとゴールの地点をお聞きしたいと思います。

それとまた、エントリーの方法ですけれども、町内に向けてはいろんな広報、十和についてはケーブルとか、あとまだいろんな回覧等で周知ができると思うんですが、町外です、私知り合いにも県の職員にそういうフルマラソンをやらんかえみたいなのが前にありまして、ちょうど今回上がってますので、町外向けのエントリーの方法の周知をどうするのかを伺います。

以上、3 点お願いします。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 私のほうからページ 26 ページの農業資源利活用事業補助金について説明を申し上げます。

この事業につきましては、当初につきましては中山間再生モデル事業、これは新規事業

なんですけれども、これで取り組む計画をしておりましたが、今年度からユズ・クリの再生事業につきましては取り組んでおるところから一応ことしについては、暫定措置としまして、元気補助、高知県元気が出る市町村総合補助金のほうにお願いをいたしましてそちらのほうから補助をしてもらって、ことしこのユズ・クリの再生にかかります前の現地の調査とか、そのほかにもこういう放置園があるかないか、こういうことを調査するためにこの事業を導入しまして、ことし調査をするところでございます。

それと、これ2件ありまして、もう一件につきましては小野地区におきまして、この地域の女性加工グループによります食材加工が、おもてなしツアーそれとおかみさん市を中心にしましてあるわけなんですけれども、これに食材加工のためのその物産を加工しておく施設がないということで、このために保冷施設を整備しようとするものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 2番目にご質問のページ27ページの19節、460万円の減額、さらにまた増額という部分のご説明でございますが、この事業は基本的には国の事業に乗りかえということになります。465万円の国の新たな鳥獣害総合防止対策の事業に対しての、これは協議会の運営でございますので、現在協議会に対しての支援はございませんので、現在の県の緊急対策の予算措置の中で460万円を減額をし、その後協議会実施に係る部分の町単負担分465万円を増額しようとするものでございます。

ちょっと国等の補助率の関係もございますけれども、国の補助率は55%、現在県は33.3%、3分の1でございますので、非常に有利に町の財源を使えるということで国の事業に乗りかえた経緯がございます。

現在の進捗状況についてでございますが、当初の事業量をおおむね100%程度ということですから、おおむね100%に近い水準で実施をする見込みでございます。ただ、8月以降にちょっとイノシシの被害が多額出た関係で現在その後の積み残しはございますが、同じ次年度事業ということで現在調整をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） 40ページの四万十川のフルマラソンについてお答えを申し上げます。

スタートとゴールということでございますが、スタートにつきましては窪川小学校の前

の山手線からスタートをいたしまして、十和のゴールがふるさと交流センターのほうでゴールとなっております。

ちなみに、381号線を使うのが3分の2、町道を使うのが大体3分の1程度ということとなっております。

この間、それこそ幡多農業の先生が陸連の計測の免許を持っておりまして、そちらのほうにはかっただきまして、北ノ川から上宮の沈下を上がって、向こうの町道に渡りまして、それから打井川からの大橋を渡りまして381に帰ってまいりまして、それから里川のほうの抜水橋を通過して茅吹手の沈下を渡って、それから381をまた入ってずうっといくというコースになっているところです。

それから、PRの件なんですけども、この予算を通していただければ当然PRをしていかないかと。特に500人という規模、予定としては1,000人を目標にしているわけなんですけど、500人を集めるにもなかなか大変じゃないかなと思っておりますので、10月の初めに心臓破りのマラソンが馬路のほうでございます。そこでもPRしますし、それからウルトラマラソンが10月の第3週にありますので、そこでもチラシ等を配って参加の要請をかけたいというふうに思っております。

それから、ランナーズのほうにもウルトラマラソン等のおつき合いがありますので、そちらのほうにも掲載をお願いしているところです。それから、町のホームページについても載せていきたいというふうに考えておりますので、議員の皆さん方もPRのほうをよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） 3点のうち1点についてはわかりました、はい。

2点目と3点目でもう一度お伺いしたいと思いますけれども、ご存じのように鳥獣害被害については作付をしても収穫ができないところがまだまだたくさんあります。今後多分要望が上がってくると思うんですけれども、年次別計画では平成21年、22年と補助金を減らす方向となっておりますけれども、これはどういうお考えなのでしょうか伺います。

それと、3点目にお伺いしたフルマラソンの件ですけれども、参加者を選手を500人を予定しておるということですが、もしいろんな意外と今興味のある方が多いと思うわけですけれども、例えば1,000人をオーバーした場合どういう対応をするのかと、それ

と予算の歳入の中に寄附金 5 万円、5 団体というのがありますけれども、これはあてにな  
っておるのだろうか、その辺をお伺いしたいと思います。

その以上 2 点。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

21 年度、22 年度について順次予算が減額されよるんじゃないかということの内容に  
ついてでございますが、これまでの実施の状況をにらんで本年度の集中的な一斉捕獲等を  
にらんで残りの未実施区間の状況をにらんだところ、今までほどの容易に設置できるとい  
う部分がかなり減少しております。

それから、捕獲頭数についても一定減少傾向に、今年度一斉捕獲等も実施されておるよ  
うでございますので、そういった動きの中で予算の実施については一定効果を奏するだろ  
う、それからまた防護柵についてもちょっと容易な部分が少なくなってきましたので、一  
定減額の予算化を一応見込んでここに概算枠として載せておるところでございますが、今後  
その状況によって必要等々があれば、また執行部のほうと協議をさせていただいて増額の  
対応もしていかなければならぬかなというふうに考えておるところでございますので、ご理解  
いただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答えを申し上げます。

1,000 人以上になったらどうするのかということでございますけども、ウルトラマ  
ラソンでもそうなんですが、四万十町が対応できるのが 1,000 人ぐらいじゃないかな  
というふうに考えておるところです。大体参加人数とボランティアの人数が対々とは申し  
ませんけども、かなり 1,000 人以上となると人数が要りますので、五、六百人はボラ  
ンティアの方も出動願わないかんということになりますので、1,000 人が最高の参加  
人数じゃないかなというふうに考えております。

したがって、1,000 人以上になりましたらウルトラマラソンと同様に抽せんという  
形をとらせていただきたいと思いますというふうに考えておるところです。

それから、寄附金の件なんですけども、全くあてにはなっておらない数字ではございま  
す。ただ、先ほども申し上げましたけども、この予算が通りましたら、各企業それから団  
体それから個人の方々にも寄附金を募っていきたいというふうに思っておるところです。  
そのためにも議員さん方のお力をからんと、この団体だったら寄附金がもらえるよという

ご協力のほうをぜひよろしくお願ひしたいというふうに思っておるところでございます。

なお、寄附金とそれから参加人数が増えれば一般財源の持ち出しというのは少なくなるわけですから、できるだけその辺は努力していきたいというふうに考えておるところです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

5 番山岡義正君。

○5 番（山岡義正君） 2 点ほどお聞きしたいと思います。

まず第 1 点は、24 ページの 4 款の節は 13 です。この焼却炉解体事前調査委託料 12 万 9,000 円が計上されております。これは恐らく解体ということになれば、今現存しちゅう焼却炉になると思いますが、この場所の特定。

それから、こういったものを調査をするわけですので、今後の実施計画、例えばこれぐらいの金額はかかりますよという結果が出たときに、どの程度の予定があつて、どのような形で行われるのかというところをまず一点。

それともう一点は、30 ページの商工費、7 款ですが、その 13 節がありますが、この中で農林バイオマス活用調査委託料と 71 万 3,000 円、説明書を読まさせていただきましたが、この財源内訳は国の補助金ということで、これは実証試験費補助金というような形で出てるわけです。ところが、この調査費のこの委託料を見たところによりますと、そういった実証試験とかじゃなくて、ここへ上げておるのはこういったことで学識経験者や県、町内の鑑定団体等で組織する検討委員会で検討し、報告書を作成すると。ソフト面のものになっておるし、この辺は本来、町が申請して町が請け負うたものであるか、こういった形で広い意味で農作物の残渣とか規格外品とか切り捨て間伐材とかというような形を書いておりますが、こういった広い調査等を含めてやるとしたら、これは町が受けるような話じゃなくて、これは県が本来やるべき担うべき事業じゃなかろうかというふうに思っております。

例えば町がやるとしたら、その言うように四万十町の場合は間伐材なら間伐材一点に絞るとかというような形のものであるべきやないかなと。これをすべて広い意味で農作物の残渣まで及ぼして全部を広い意味でやっていくという、それは町が担うべきところかなあ。逆に言えば、県が担うべきところじゃないかなというふうに判断したもので、その辺の詳しい説明をお聞きしたいと思います。この 2 点についてお願いします。

○議長（味元和義君） 杉内町民生活課長。

○十和総合支所町民生活課長（杉内和一君） お答えしたいと思います。

焼却炉解体事前調査委託の現場ですが、昭和町内と役場裏にあります小型焼却炉です。  
この2カ所でございます。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは、私のほうから農林バイオマス利用調査委託料の件につきましてご説明をしたいと思います。

この調査につきましては、町長の行政報告の中にもありましたように、先般の6月定例会でも行政報告をしましたとおり、地方経済産業局の補助事業で平成20年度のバイオマスの利活用のエネルギー事業調査ということがございまして応募しました。そして、実施計画書を提出後にプレゼンテーション等ありまして、採択をされております。

この委託につきましては、町内の農業、農産物、それからまた林産物、間伐材等の、そういうものの有効活用ということで一定全国的な情報とかというものも調査が必要だということで専門的なシンクタンク等で調査をお願いして、その後その調査報告等の審査といいますか審議といいますか、そういうものを検討委員会のほうを設置しまして、その中でまた審議して報告書を作成していくという過程でございまして、旧大正町時代に小型木質バイオマス事業で林業面については調査をしておりますけれども、一定今回総合振興計画のほうにもあらゆるところへバイオマスの活用ということで、農業のバイオマス、林業のバイオマスについても、四万十町の振興のために活用できないかということで出ておりますので、これを具現化していくために今回この調査事業を行うことになっております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） 説明はわかりましたが、昭和と十和の役場の裏の焼却炉ということですが、旧窪川町にも大きいものがあるわけですね。これはどうしようもない、これをそれで補助金が出るわけでもないし、自前で壊さんといかんというようなことで、調査してどのくらい金がかかるかもわからんと思いますが、やはりこういったものがずっとこうして補助金によって物をつくった、ところが壊す段になったら補助金がないというような形で非常に各自治体は苦慮されておるといふふうに聞いております。

今後見通しとして、これを実際に全部やっていくわということになれば、これは昭和と十和をやるだろうかということになっておりますが、峰ノ上のこういったものは含まれてないだろうと思いますし、そういったことについての前向きにどういうふうに考えていく

かなというところをひとつ説明いただきたいと思います。

それと、もう一つのそのバイオマス、やっぱりどうもしっくり納得いかんというのはなぜかという、余りにも広過ぎるんです、町が取り扱うにしたらいろんな農業の残渣を扱う、それから林業のそういった間伐材を扱う。事業というものはある程度全体的な話はわかりますが、やっぱり一点に集中して、これはどうするやという方向に持っていかんことには、ただぼおっとして広い形でやるとなかなか実現性が難しくなるんじゃないかなというふうに思います。

そういった面について、例えば農作物の残渣とか、今の規格外とかいろいろありますし、そういった意味では余り広うなり過ぎて、机上の論だけで済みやあせんかなと。実際の実証して、それでこういったもんをつくってこうやってやりますという形にせんことにはなかなか話にならんじゃないかなと。ただ、知恵ばあ使うて、ああ、そしたらこうやって机の上でこうやってやった、そしたらそれ使えるかというたら全然使えん。だから、実現性がないということになりかねないと思いますので、その辺についてこういったものに集中してこうやってやりますよという面があるかどうか、もう一回お願いします。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えをします。

焼却炉の件でございますが、確かに峰ノ上のほうにも大きな焼却炉が残っておりまして、現在のところ見積もりをとってみますと1億、ちょっと手元に資料がないんでいかなのですが、数千万円かかるんじゃないかなと考えております。

そういう中で、今まで先送りしてきたそういう施設を徐々に整理していく必要がございます。したがって、今回十和地区にあります2つの焼却炉について今回調査した結果、今のダイオキシン問題が一番出てくるわけです。それがなければ簡単に壊せますけれども、特に昭和地区については昭和地区内だけで使った小規模の焼却炉でありますけれども、やはりそのまま壊すというわけにはいきませんので今回調査をして、結果によっては取り壊しの方法が決定しますので、そういうことで今回調査をしたいと。

それから、繰り返しになりますけれども、順次やはり峰ノ上の施設に向けて処理をできるような形にしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） バイオマスの件でお答えをしたいと思います。

議員おっしゃられるのは農業、林業かなり視野といいますか調査項目が広くて机上だけのことになりやあしないかということでございますけれども、これはあくまでも当面本町にある農産物、林産物の保存量というのはどれぐらいあって、それがどこに使う、供給されてどこにあるのかとか、いろいろなそういう部分をまず調査して、それが実施可能であるのか、それから財源としてはどういう財源でやっていくのかとか、事業の採算性はどうかとかという部分のまず基本的な部分についてデータの分析とか調査を行っていくわけで、あくまで調査ですので、現在机上でございます。

それがその調査報告の中で実施可能なものはいけるなら財源がどういう財源でいくのかということまで調査分析した後に、実施については次年度以降可能なものから進めていくというふうな段取りにことはなっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5 番山岡義正君。

○5 番（山岡義正君） 大体わかりました。

それで、町民課長にもう一遍ですが、やはり峰ノ上もそうですし、それから各学校がダイオキシン問題でいきますと各焼却炉どこも置いておるわけで、これも壊すこともできんということになって非常にダイオキシン、いろんな考え方が言われてます、学説がいろいろ違いまして、害にならんと言う人もおるし、そういった意見が出ている中でのこういった焼却炉の取り壊しとなると、旧窪川の峰ノ上については5億円程度かかりやあせんのかというたみtainな話も当時は言われておりました。

それで、今聞くと1億数千万円というような話になるし、状況によって非常に変わってくるということもありますので、各学校そのまま焼却炉置いたまんま、どこもほたくっておるわけで、これどういうようになるかなと。それで、そういった児童・生徒が生活される中にああいったものをそのまま置いて、それも壊せれんというような話じゃまたいかんと思いますし、そういったことも含めていろいろこれからの今後の検討お願いしたいと思います。

それで、今バイオマスのことについては、いろいろ言われておって、議員の中でも今木材の活用について非常に取り組んで一生懸命やられておる委員会もありますし、そういった面では執行部等を含めて委員の全員がやっぱりそういった中で一つ一つ具体化していったまずはやっていかんことには、失敗してもええから、こういったものをやろうという中で、一つそういったところの執行部と議員との一体感といいますか、町に対するそういっ

たことを進めていくようにお願いしていきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

1 1 番松下和孝君。

○1 1 番（松下和孝君） まずは、少しダブるかもしれませんが、バイオマスの件ですけれども、ここに説明書の中にシンクタンクと書いてありますが、具体的に言えばどこ、わかっておればこのシンクタンクはどこかということと、その検討委員会でもっと具体的に何か株式会社とかそういうことを書いてありますが、わかっておればもっと詳細に説明していただければと思います。

それから、フルマラソンであります。これは下り坂やから公認コースにはならないと思いますが、どうせやるなら公認コースというふうな工夫はなかったのか、やっぱり同じような形でやるなら公認コースのほうがもっと人気もあってええのやないかと思いますが、その辺伺います。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） 1 1 番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

シンクタンクにつきましては、まだこの補正予算可決の後に契約をして決めたいと思いますので、まだ正式には決まっておりません。

それと、調査検討委員会ですが、一応候補者といいますか、一定打診はしております。県内の大学の先生とか学識経験者、いわゆる学識経験者といいますと農協とか森林組合とかそういうのを議員も含めた町内の経済団体の実質係長クラスといいますか、実務的なことが委員会の中で諮られるメンバーで構成をしております。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） フルマラソンの公認コースのご質問にお答えを申し上げます。

以前は、最初提案した当初は公認コースをとる予定でございました。公認コースとしていきましょうよということで話をしておって、私たちもマラソンのことが余り詳しくなかったものですから、とれるもんだらうという話をして公認コースを目指しておったところなんです。5年ほど前からなんですけれども、公認コースの認定が世界基準に変わったようでございます。以前は直線でも別にとれたようでございますけれども、直線では極端に言

いますと、スタートからゴールまでの間がそのマラソンの半分、直線距離で半分以下でないといけませんよという規定があるようです。まず、これにひっかかりまして、下りとかなんとか別にして直線だと42.195キロほどあるわけですから、スタートからゴールまでが半分ということになりませんので、頭でそこでひっかかって公認コースにはならんようになりました。

ただ、先ほど岡峯議員のほうの質問にも答えましたように、幡多農高の高知県ではお一人の方計測の方がおいでになるわけなんです、その方にこの間もはかっていただきまして、普通の大会と違ってきっちりとした距離でやらせていただきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 最初のほうはよかったんですが、後のフルマラソンのことです、将来に向けて工夫してぜひ公認コースにしたら四万十川で公認コースがあるというたらすごい人気が出ると思うんですが、そんな工夫は将来に向けてはどうなんですか。

（生涯学習課長山本弘光君「まず、国といいますか陸連の規定が変わらん限りは、すみません」と呼ぶ）

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） 申しわけございません。陸連の規定が変われば公認がとれると思うがですけども、今のところ陸連がそういう規定になっておりますので、なかなか公認は難しいんじゃないかなというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、うちとしては公認コースでやりたいというふうに考えておったところなんで、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番林健三君。

○12番（林 健三君） 一般質問をやっておりましたので、やらないと思っておりましたが、2点ほど聞きたいと思います。

ページ数は、最初に22ページの13節です。さくら貝新築工事設計委託料、この資料の中でも設計委託料として409万2,000円、そして次のページになりますが、先ほどみんな集中的にフルマラソンの話が出ておりますが、フルマラソンについて1点か2点

聞きたいと思います。

国体で大変宿泊関係で苦労しましたが、この宿泊関係をどうするか。

それから2点目でございますが、この資料の中に臨時賃金があります。あとそれと、ボランティア、600人を必要としてボランティアはもうただということでございますが、この臨時賃金、多分これ役場の職員じゃないんかと思いますが、それに払ってボランティアには多分ジャンパーの配布でそれで済ますんじゃないかという、多分聞いたときにボランティアをやろうとしたときに、臨時賃金は払う、片一方はボランティアでやるという話は僕はこの辺は職員も何もボランティアでやってもらいたいと思うが、その点お聞きします。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答えをいたします。

宿泊の件でございますけども、一応今観光協会のほうにご依頼を差し上げております。大体人数程度の宿泊については賄えるんじゃないかなということで、四万十町全体の旅館組合さんのほうにご依頼を差し上げないかなというふうに考えておるところです。十分賄えるキャパはあるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、ボランティアの件なんですけども、いうように今のところ考えておるのは、議員ご質問のとおりジャンパーだけを差し上げるような形でできれば対応していただきたいと。ウルトラマラソンのほうもそういう形になっておるところでございます。できればそのジャンパーも回し使いをするぐらいの気持ちで今のところはおるところでございます。翌年度からはジャンパーの製作費をできるだけ削減していきたいというふうに考えておりました。できるだけ一般財源を使わないような形で運営をしていきたいというふうに思っているところです。

それから、臨時の件なんですけども、これは大会当日の臨時ではございません。極端にいうて、うち職員が7名ぐらいしかおらんわけですから、それでほかの事務もやっております。フルマラソンに係る事務がどうしても重荷になってきているところもございます。

10月から臨時の職員を1人雇わさせていただいて、フルマラソンが無事にできるように事務遂行していくための臨時職員でございますので、その辺の部分はご理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 質問がはっきりとわからなかったんですが、もう一度申

しわけないですがお願いします、すみません。

○議長（味元和義君） 林健三君、もう一点。

○12番（林 健三君） 先に教育委員会のほうから生涯のほうから課長からありましたので、そっちのほうからやらせていただきます。

いろんな形で不平不満がないように、国体では本当にいろんな宿泊先も言うたように苦労しました。それで、これはまだ向こうの話でございます。早目に取り組みせんとなかなかそう近くになって1カ月2カ月もあつたら大変なことになると思うぐらいで。それで、いろいろな商工会のところは公民館とか確保してその辺の宿泊、泊まってもらうような段取り、それからいろいろなウェルカムとか大正のほうじゃつたら、また旅館の関係もあると思います。そういうことを手配をしてやっていただきたいと思います。

それから、さくら貝でございますが、設計の関係でございます。

これは町長に聞かないかんかもしれません。この中でも先般の一般質問でもありました庁舎の問題、この四百何十万円組んでおりますが、これはぜひとも林業振興のために木材を使うってもらうというような話もあります。

そして、私この本庁の中にも建設課の中に一級建築士を持った者が3名おります。前から言ったように、針金でも何でもさびたらなかなか使いにくいわけです。一回そういう形で職員にやらせて、これだという自慢の家と言うたらいかんですけど、そういう木造をふんだんに使って自分とこの設計でやりましたと。何ほかその経費が浮くわけですね、職員でやらせた場合には。確かにその中にかかった賃金は払わにゃあいかなかもしれません、ぜひとも町長、前向きな考えはないですか。それをお聞きます。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） さくら貝とそれからデイサービスセンターも同様ということになるわけですが、これから具体的に設計委託をして内容を詰めていくということになるわけですが、私は基本的には木造ということでいった方がいいというふうに思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 町長のほうから、思っているという前向きな話ですが、思っているじゃない、実行しますということを私言ってもらいたいと思いますが、本当に先ほども言うたように木材価格の低迷、うちの本町としては農林でやっていこうという一声が出

ておりますので、ぜひとも前向きな取り組みをしていただきたい。

そして、保育所とさくら貝、年寄りが集まったような、都会のほうでもそういった1階を保育所、それからさくら貝、共同で使っているようなところもありますので、やっぱりその辺から子供の教育、保育所のころからいろいろな形でおじいさん、おばあさんを嫌わないというような教育もしていただきたいと思いますので、前向きな、もう一度町長に検討するんじゃないしにやるというお言葉をいただきたいと思います、実行するという。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 私のほうから先にご説明をさせていただきたいと思いますが、このさくら貝と興津保育所は同一敷地内に建設をするという計画で進めております。建物の位置をどうするのか、それから両施設の高齢者の方、園児、そこらあたりの交流といいますか、そういったスペースをどうとるのか、また先ほど議員さんおっしゃられたように木材の活用についても施設の中にどう生かしていくのか、それも含めてプロポーザル方式で決定をさせていただいております。

当然、そのプロポーザルに参加した業者のほうからは、木材を活用した空間をどのように生かしていくのか、そういった提案もいただいているところでして、そういうところを総合的に勘案もして業者を決定させていただいております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 1点だけお伺いをしたいと思いますが、先ほどからバイオマス事業の関係で非常に議論をしておりますが、その中でこれ以前県のほうで多分4年ぐらい前じゃないかと思いますが、同じようなことを梶原町、東津野村、十和、それから大正が入って協議というかそういう提言書じゃなくて、県の取りまとめをやっているはずですが、これは同じような事業ではないかというふうに僕は見ちょうがですが、そういう中で果たしてそういう県のほうが取りまとめたものと、この町においてこういう学識経験者あるいは県庁なりの関係団体で組織する委員会で検討するとなっておりますけれども、何かやり方としては同じような気がするわけですが、本当にこれ県の事業そのものの内容を見ていただいて、なおやらないかんかどうかということが非常に課題ではないかなというふうには思いますけれども、そこら辺は県のほうの関係とは整合性、調整をしておりますか、その点についてちょっと伺います。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） 13番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

4年前といいますと、多分新エネルギービジョンの幡多西部というか高知県西部の新エネルギービジョンを作成していると思います。

詳しい資料は今日は手元にないですが、これはあくまでもエネルギーという分野で高知県幡多地域のことを考えた調査やと思ひまして、今回のやつはエネルギーだけでなく、残渣を利用した燃料とかそれから今度マテリアルといいますけど、その素材の商品化とか、そういう分野まで広げて何か四万十町の農林業を含めた資源を活用できないかということ調査するということでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 1点だけお伺いをいたします。

27ページの林業振興費の中の報償費、この有害鳥獣のシカの捕獲でございますけれども、雌ジカについては1万円、それから雄ジカについては5,000円ということになっておりますが、それどうしてこのようになったのかお尋ねをいたします。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 雌ジカ、雄ジカの報償金の差異についてのご質問でございますが、一般質問の中でもご説明申し上げましたけども、県の鳥獣保護計画、20年度から24年度までの分の中で、今の生息頭数を見ますと、大体初期頭数が1万2,000頭雄雌おるようでございます、このA・Bユニットとは津野町から以西、西側です。その中で狩猟による捕獲というのは本当もうかなり雌のほうが少なくて、雄の方が多いということです。

従来、1万円ということで雄、雌、駆除の期間中については現在も出しておりますけども、この狩猟期間に限って個体頭数の調整事業ということで保護も一つの視野にいらんで、狩猟期間においては雌ジカのほうを多くとってもらいたいという趣旨があるようでございます。ですから、狩猟期間に限っては4カ月、11月15日から3月15日の4カ月に限っては雄ジカ1万円、雌5,000円ということで雌の捕獲を重点的に実施してほしいという内容になっておるようでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 一部ちょっと課長の答弁おかしかったところもありますけれども、雌ジカについては1万円と、それと雄ジカは5,000円ということですが、林業家にとってはシカの被害、これについては雌より雄のシカのほう被害がたくさん出るわけです。それで、どうしても猟期の中で狩猟者がとることについて、やはり雌をとったら1万円ということで雌ねらいというような感じでもいくのやないかなという気もするのですが、25日の高知新聞にも出ておりましたけれども、本山町では町のほうが積み立てをして、どっちも1万円という記事が出ておりましたけれども、そういうことの協議は町では行っておりませんか。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 今のご質問に入ります前に、ちょっと私のほうが逆に伝えしとったようです。雌ジカが1万円と、雄ジカが5,000円ということになっておるということでご訂正をさせていただきたいと思います。

今、他の市町村でちょっと2市町くらいで例があると思います。本山、四万十市ということで5,000円を町費で継ぎ足して1万円の同額を交付していくというようなことがあるようでございますが、私のほうはまだその辺執行部と調整はしてないです。が、県の趣旨にのっとって今年はやってみようということで自分自身に考えておりましたので、ちょっと協議してないということでございますが、ただちょっと今の考え方を申し上げますと、一昨日窪川地区の猟友会の総会に出ておったんですけども、やっぱりシーズン中、狩猟期間中については案外容易に猟ができると、逆に皆楽しみにしておるので、できれば駆除期間、特に夏場、シカの肉がおいしい時期にちょっとしんどいから、その辺を支援してもらいたいという要望ございました。

これはこの7月に大正地区で3地区の猟友会の中でも出ておりましたので、できればそういった駆除経費に係る分について、現在設置しております国の事業の中で対応できればそういった助成もお願いしてみたいですし、逆にどうしても国の事業足らん場合はまた執行部の方と協議をさせていただいてやっていきたいという考え方でございますので、できれば狩猟期間中は他の県の狩猟者も入ってきますので、その辺がちょっとできれば夏場のほうに予算化をしたらどうかなというふうに私個人的には考えておるところでございます。

以上でございます。

(15番竹内常喜君「はい、結構です」と呼ぶ)

○議長(味元和義君) ほかに質疑ありませんか。

23番宮地章一君。

○23番(宮地章一君) 私1点だけ質問をしたいと思います。

30ページの19節になると思いますが、四万十町経営基盤改善強化事業でございます。本町では中核的あるいは交流拠点施設として道の駅めぐり、それからホテル松葉川温泉があるわけですが、これを土台としてブランドの開発なり、総合販売体制の確立ということで、今回事業を受けて取り組むわけですが、私はこの目で見えてきた中でやはり、ブランドもある一定、先般の一般質問の中でもお話をしましたが、ある一定ブランドも確立ができたという部分もあるわけですし、そのできたものをどういうふうに販売をしていくか、あるいはどういうふうに広めて生産をしていくか、生産加工していくのかというところへ取りかかっていかないかという部分が大部分あると思いますけれども、ここの一つの株式会社めぐり窪川ですか、これにこだわって何こそ続けていくというのはどうかなという思いがあります。

先般も言いましたように、裏の加工場の職員の方とも話をした中では、結構私たちは今つくっておるのは売れると思うと。ただ、売る体制がないというお話をされとったわけですが、あそこから飛び出てもっと前に出ていろんなことに取り組んでいくというよう取り組みをせんと、同じことをしても余り意味はないじゃないかなという思いがいたします。

かなりいろんなもの、先般も話したように米粉にしましても畜産品にしましても、かなり精力的にいろんなものが製造されているわけですので、そのいい製造されたものをいかに売っていくかということを、あそこから飛び出て取り組んでいかないかんがやないかなという思いがするわけですが、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長(味元和義君) 中尾農林水産課長。

○農林水産課長(中尾博憲君) ご指摘のとおりだというふうに思います。私も一般質問の中でご回答させていただきましたが、現在でもかなりの多種多様な25品目、トータルでも町内にございますし、そのうち大半がめぐり窪川の商品が占めてます。ですから、今後市場等のマーケットも調査をしながら、今ある商品をやっぱり精力的に売っていくような方策を立てていかなきゃならんというように思ってますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長(味元和義君) 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 今の課長の答弁にもありましたように、かなりのものができておるといってございます。

ただ、今一方進めていかなければならんと思いますのは、米粉の加工にしましても今全国的に一つのブームにもなっておりますし、米政策の中でも米粉でいろんなものをつくっていくというのは非常に大事になってきておるわけですが、もう一步進めて、今のあぐり窪川の場合は米粉を原料に使うような体制にもなっておりませんし、米粉を自分のところで粉にするという体制もできておりません。そういう方向にもう少し思い切って取り組んでいくということが大事じゃないかというように思います。

今のあぐり窪川の体制の中では限度があるんじゃないかと。特に販売等については限度があるというふうにも思いますので、こういうもう一步飛び越えた形でこういう事業を利用しながらこういうような事業に取り組んでいただきたいというふうなことを申し添えて終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 1点お聞きします。

ページは24ページですが、環境衛生費の中でハチの駆除用備品購入ですが、内容についてちょっと説明をお願いします。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

ことは非常にスズメバチが発生しておりまして、現在今までに30件以上の処理をしてきたところです。ところが、四万十町の窪川の部分に防護服もなしで処理をしておりましてけれども、大変攻撃性の強いハチでございますので、大正総合支所のほうにあるものを借りながらやっておりましたけれども、窪川地区だけにハチが多いわけではなくて、全体にことは多いということで、なかなか防護服の利用が難しいと。そういうことで、今回1着買ってほしいということで、以前はかなり安かったと思って見積もりをとって見たところでございますけれども大変高くなっておりまして、これが1着分の金額ということになります。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） この防護服についてはちょっとお聞きをしたのですが、ほかでも。いろいろピンからキリまでであるというふうな話も聞いたんですが、かなり調査をされ

たんですか。例えば5万円とか6万円とかそういうふうなものもあるというふうなあれを聞いたんです。

例えばかなり丈夫にできておるということですよね、19万円ということは。それで、その中でそういう例えば5万円、6万円のものがあれば、2つ構えるとか、確かにことはハチが多いようで、かなり十和の地域からもボランティアとして出ていって、ハチを巣を取ったというのは40とか50とか言ってましたので、かなりのもので全体的には多いかなという印象を持っています。

そういう中で、大正に2つあると言いましたかね、備えているのが、今保管をしているのが。それで、それを借りにいつも行ってやっているようで非常に効率というかあれが悪いと。それで、できれば例えば19万円でしたら4年、10万円ぐらいのものがあれば2つ買えますので、それを例えば十和に1つ、窪川に1つとか、そういう形で保管をされたほうが効率的にいいんじゃないかなというふうな印象を持っていますので、その辺のことがどうなのかなということです。

それから、多分ボランティアと言っていましたので、職員の方じゃないですよ、民間の方が多分ハチをとったりするのには従事されているんじゃないかなというように思うわけですが、そこら辺のちょっと中身についてもお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

その防護服については、やはり対象となっておるのはスズメバチということでございますので、かなり針が長いわけです。そのことを考慮してやはりスズメバチの専用の防護服ということになりますので、なかなか金額的に5万円ほどのがあるというのはちょっと僕の方も調べた中ではありませんでした。

したがって、今回、先ほどもちょっと言いましたけれども、以前に僕が大正におったときに購入したものよりはるかに高くなっているという印象ではございますけれども、素材としても軽くなって、夏場でございますので大変着ると暑いわけです。暑くてもう狭いエリアで使おうとすると何分も着ておれない状況にもなります。

したがって、そういうことを考慮すると、やはりこの程度のものを買っておかないと処理される方が返って熱が出て、そこでダウンするということも考えられますので、それを採用してみたいというふうに考えておりますし、それから一番のベストな方法としては1人では行かない。当然1人で行くということはもしということもありますので、2人で行

くということについて、場合によって2人で処置をしなくてはいけない。若干今の自分たちが処理をしている方法とすれば1人が前へ行くと、1人が後から後方のハチに対して処理をするというふうなことはやってますけれども、その件についても大変安全なかというベストじゃございませんので、それも考えてみると本来ならば2つあるのがベストというふうには考えております。

それと、どういうふうな体制かということがございますが、今自分として考えておるのは、要綱をつくっておるわけでもないわけですが、やはり町内にはたくさんのお年寄り家庭があります。そのお年寄り家庭に向けては、町のほうとしても言ってきたことについては処理をしたいというふうな形で今2名体制で処理をしに行っております。

ただし、十分に働きながら予算的にも余裕がありという家庭はたくさんありますので、その方については地元の処理業者が1件あります。そこに一応紹介して、そこを使っただけませんかということでご理解を願っておる状況でございます。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） その防護服については、つなぎ、全体的につながっている防護服と、それから上と下が分かれている防護服、つなぎについては確かに安全は安全ながらも非常に暑いというふうなボランティアの方が言ってましたが、できれば別個のがええとか、そこらあたりも含めてボランティアに行ってもらっている人なんかの意見もよく聞いて、それと今言う1カ所だけの問い合わせじゃなくて、やっぱり防護服を買うにも何軒かの店を当たりながら、やっぱりちょっと詳しく調査をしながらやってもらったらいんじゃないかなというふうに思います。

それとその体制です。確かにボランティアの方も忙しい人もおります。非常に忙しい中で行かないかんというふうなところもあるのですが、体制についても一定何らかの考慮を、例えば行ってもらったら1回2,000円とか3,000円とかというふうなことはできるのかどうか、その辺将来的な考えの中でもいいんですが、そこらあたりも含めて、ただ言われたけん、それならボランティアで行ってくれんかというふうな形にするのか、あるいは将来的に向けてそういう方には何らかの報酬と言うたらおかしいですけど、そういうあれができるのか、将来的なことも含めて答弁いただいたらというふうに思います。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

基本的には、町が受け持つ側ですけど、お年寄りのところについては行っていると先

ほども答えたと思いますけど、そういうところを町もなかなか多いときには1日に6件行ったこともあります。そういうことも含めなかなか合間をくぐっていくというのは難しい部分をボランティアが請け負ってもらえるということになれば、大変助かる部分があると思いますけれども、何分にもことしほどの異常な繁殖力というか、多いことはここ何年間の中ではなかったと思います。去年はほとんど1件言うてきただけで、その前の年がちょっとありましたけれども、そんなような状況があります。

したがって、まだ大正、十和、窪川、それぞれ総合支所間で協議をしながら、そのことについて話し合った経緯はございませんので、話し合いをしながら今後の対応については考えていきたいと、そのように考えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） 予算書27ページ、資料は3ページでございますが、先ほど竹内議員のほうから質疑がありましたが、このシカの個体数調整事業、これの雄ジカ、雌ジカの額の差というのは、先ほど説明を聞きよりますと、雄ジカが多いというような理由のようですが……

（「雌」と呼ぶ者あり）

雌ジカが多いので1万円と、それで雄ジカが少ないということですか。

私はちょっと勘違いしておりましたが、雌ジカは子供を産むからこれをあれをせないかと、除外せないかんとということで高いのかなと思うておりました。

そういうことで、がしかし、これは雄ジカ、雌ジカに報償金払うわけじゃありません。捕獲する人に払うわけですから、捕獲する人は雌ジカがとりにくくて、雄ジカがとりやすいというもんじゃない。ですから、特に夏場は大変なんです、僕もちょっとやってましたけども。これはどうも検討していただく余地があるんじゃないかと。雄ジカでも雌ジカでも、来たのは雄ジカやら雌ジカやら角を見るまでわかりませんので。ここらあたりは竹内議員が言われましたように、被害が雄ジカの方が多いということになればなおさら、これは少なくとも平等にすべきではないかというように私は思いますが、そこらあたりちょっと見解をお願いします。

次に、6款2項2目の19節のうちで、これも鳥獣害に関するのですが、資料の3ページの真ん中にありますが、これがちょっとわかりかねます。内訳を見てみますと、総事業費が3,977万8,000円とあります。そして、その次に国の補助金が55%で

2, 183万5, 000円とあります。今回の予算計上しております補助対象のほうは、今言いました総事業費から国の補助金を差し引いた分の3分の2が町補助金として今回補正がされた分ですね。それで、3分の1の地元負担は1, 300万円ですか、こういうふうに出て、町補助金が3分の2で地元負担が3分の1ということになっておりますが、総事業費というのは左の方へ詳しく書いておりますように、3年間の総事業なんですか。

それと、国補助金の55%というのは、このあとの45%が今回の補助対象になっておるわけですから、この55%というのはどういうふうにして補助されるのか。

それからもう一点、協議会というのをつくっておるようですが、この申請は補助金は協議会へ交付されるようですが、町民の方は協議会のほうへ申請したらいいのでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） まず冒頭のご質問でございますが、雄ジカ、雌ジカのちょっと説明不足でちょっとあれですけども、まず今の報奨金制度、県の緊急対策の関係では、猟期を除く期間、ですから3月16日から11月14日までは雄、雌同額の1万円で現在委託の交付をっております。

今回、472万5, 000円についてでございますが、これは猟期間に限って、ですから雌、雄の関係で差がついたというのは猟期間に限ってでございますが、先ほどの僕の方の説明が足らなくてちょっとあれかもわかりませんが、初期時の頭数というのは19年度段階だと思っておりますが、この地区で1万2, 000頭余り、雄、雌それぞれおるようでございます。これもあくまで推計でございます。で、狩猟でとったデータを見ますと、10分の1の対比数は雌ジカ捕獲の数字になってますので、この猟期間中は現在、この472万5, 000円の根拠は雄ジカが330頭、雌ジカが310頭ということで、頭数的には雄ジカを少し20頭ぐらい増やしてますけども、実際全然10分の1に足らないような狩猟実数でございますので、なかなかそれで功を奏すかなという気もしてますが、当面そういった数字の中で今回の補正予算を要望しておるところでございます。ですから、猟期間に限ってということで5, 000円の差があるということでございます。

それで、先ほど3, 977万8, 000円の総事業費は単年度か総額かといいますと、単年度事業で平成20年度の事業での事業費となっております。

その次の補助の流れはといいますと、四万十地区に四万十町鳥獣防止対策協議会というのを組織をしておりますので、そこに国のほうから直接これの55%の補助金が流れてく

るようになってます。その協議会のほうに今回の額をまた町のほうからも補助をするということです。地元の方は3分の1の同額、従来どおりの3分の1の自己負担となっていて、この負担率は県の事業とともに合わせておるということでございます。

で、国、県なぜそんなことをするのかという、ちょっと補足で説明もろうておきますが、50万円以上の大きな事業については、国の事業に乗りかえていくと。それ以下の小規模な事業については県単で対応していくということのスタンスで今のところ実施をしておるところでございます。

それから、各地区の事業申請についてでございますが、従来どおりこれは広報をまた出させていただいて、市町村の窓口担当課のほうへ出していただいて、その取りまとめを協議会のほうで事務局で推計をして来年の事業を予想するという流れでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） シカの関係はわかりましたが、そうですか、これ鳥獣害防止の分は総事業費は3,977万8,000円で、そしたらこの55%というのは、直に協議会へ行くわけですね、直に行く。それで、それへ加えてまたその3分の2の分へ国がまた入ってくるということですね、国プラス町補助金とありますので。そしたら、協議会は随分大きなお金を持つということになるわけですね、3,977万8,000円。そのうちで国から直接2,100万円行くと、それからあとは、この3分の2の補助金もこれは協議会へ行くがですか、個人に行くがですか。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 補助金の流れ、ちょっとご説明させていただきます。

ここの町補助金のところを書いております括弧書きについては、国と町補助金の3分の1相当に至るまでの額ということで、国が55%、2,183万5,000円、それから3分の2に不足する額465万円ということでご理解いただいて、これちょっと記入上、国、町補助金が3分の1相当というのはそういう意味で書かせてもらっておりますので、ちょっとご了解いただきたいと思います。

それから、補助金は直で入るようになってます。それぞれが直で協議会のほうへ入りますので、国はそのまま協議会のほうに市町村の補助金も協議会申請によって交付決定をし、交付していくという流れになってます。

○議長（味元和義君） 25番宮崎南海男君。

○25番（宮崎南海男君） もう一回確認したいと思います。

総事業費が3,904万円でその分で直に55%国の補助金はその協議会へ行くと。それで、同じく町補助金の3分の2分も行くということですね。町と協議会の関係は申請関係はどうなりますか。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 通常の補助金交付申請書によって交付決定をしてやっていく形になりますので、全体事業費の中の3,900万円の中、その内訳等々の予算書をつけたものを申請いただくようになると思います。

○議長（味元和義君） 会議の途中ですが、ただいまより10時55分まで休憩をします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 2点お伺いをします。

まず最初に、25ページの銀河の11節の需用費で消耗品費630万円、これがどういったものかわかりませんので、答弁願います。具体的にどういったものでしょうかということです。

それともう一点は、だんだんと出ましたマラソンの件ですけれども、私もどういうわけか委員ですけれども、まだ一度も参加できずにおりまして内容が全くわかっておりませんので、まことに申しわけございませんけれども何点かお伺いします。

4月1日で、来年は4月5日の開催ですけれども、秋の100キロ、60キロのウルトラマラソン、こちらのほうにも前夜祭等へ3年ぐらいですか、参加させていただいておりますけれども、非常に人数が多いと。それで、この春のちょうど4月5日、多分桜が四万十川沿いにずうっと咲いてるシーズンだと思います。もともとこれをにらんでのことだと思うんですけれども、それで500人から1,000人ですけれども、先ほどの答弁では1,000人以上はとても無理かなという答弁でしたけれども、それで一番心配するのはやはり宿泊関係です。それで、観光協会のほうとも今話をしながらどれぐらいの人数の受け

入れが可能かと、はたまた国体でやったような民泊、これなんかもやっぱり視野に入れてやるべきでないかという意見もございましたけれども、確かにそのとおりだと思います。

それです、1点目お伺いしたいのは、現在行われておりますウルトラマラソン、こちらのほうでどのぐらいのウルトラマラソンに対して申し込みが来て、100キロと60キロ、中村発、十和発、2つコースがありますけれども、それぞれ合計でどのぐらいの方が今走られておるのか、そういう教育委員会は担当外ですけれども、勉強の中でそういったウルトラマラソンはどのぐらいの規模で申し込みがあってやっているのか、もし調べておるんでありましたら、まずその点をお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

クリーンセンター銀河の消耗品費630万円というのがあり、どうなのということですが、これにつきましては焼却炉の中に火格子、ストーカーというふうに呼んでいるんですが、炉の中でものをを入れて焼くときにだんだん送り出していく装置なんです。その部分が2炉で432本、物があるわけです。それを毎年消耗していきますので、変えていかないかんという部分があります。当初予算でも計上はしておりましたけれども、かなりいろんな分が高額になってましたので、その部分を今回、当初予算で落としてましたので、今回どうしても上げておかないと炉内が傷んできますので、その部分を今回計上させていただきます。実際的に1本当たりが15万円ほどする高価なものでございますけれども、大変鉄が上がってくる中で従来見積もりを取っておったよりもう少し上げてほしいという要望もあるようでございますが、今回実際的な60本ですか、それにつきましては以前の金額でいきたいということで、今回計上させていただきました。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答えを申し上げます。

ウルトラマラソンの規模なんですけども、100キロの部なんですけども、参加選手というのは1,500名です。申し込みが去年ベースで言いますと2,000人程度の申し込みがあっておりまして500人が抽せん漏れをするということになっております。それから、60キロなんですけども、700名ぐらい申し込みがございます。それで、300人を上限としておりますので、400名程度が抽せん漏れをするということの状態でございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 銀河のほうはわかりました。

ウルトラマラソンのほうの今申し込みが両方で、じゃあカットしているのは900人、100キロと60キロでお断りしているということで、両方で1,500人と300人の1,800人が走っているということですけども、それでちょっとお伺いします。

今回の来年の4月5日のフルマラソン、かなりの申し込みがあるんじゃないかなと。恐らく2,000人ぐらいは申し込みが来るんじゃないかなとも、可能性はあると思うんですけども、このときに先ほど課長答弁では1,000人以上はちょっと難しいということですけども、仮にその申し込みがあって、いわゆる行政のほうで1,000人ぐらいまでは何とか、ボランティアが600人ですので、対応可能かなという答弁でしたけども、実際に初めてやるこのフルマラソンで、いわゆる運営がランナーズじゃなくって、ボランティアでやりますので、非常に運営が難しいかなという気がします、心配しております。

それで、もう一回500人になるのか1,000人になるのか、これまたボランティアの方々と非常に詰めた話をぜひしていただきたいんですけども、それで例えば申し込みが来た、500人にしろ1,000人にしろ、我々としてはやっぱりせっかく開催する大会ですので、やはりできるだけ多くのランナーに参加してもらいたい、しかもやはりこれからの四万十町をPRするためにも町外、県外の方々から多くあると思うんですけども、その基本的には地元を優先するのか、その枠です。例えば500人の中で地元を例えば半分とか、県外とかそういうあれをどんなふうに考えておるのか。

その点ともう一つ、まだ質問もなかったんですけども、いわゆる公認コースじゃないコースでやるということですけども、警察のほうの使用許可が要りますわね。これはもう既におりているのか、その2点をお伺いします。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答えを申し上げます。

実行委員会のほうでは4部会、部会を持っております。協議部会、それから総務企画部会、イベント部会、沿道部会ということで4つの部会を立ち上げて今検討しておるところです。で、今立ち上げるところが総務企画部会と協議部会の2部門を立ち上げさせていただいて検討を重ねておるところです。

総務部会のほうでその辺のことももうちょっと煮詰めていかないかん状態でございまして、今ここで地元枠をどうのこうのというご答弁ができないとこでございましてのでご了承

願いたいというふうに思います。

それから、警察のほうなんですけども、警察につきましては今協議部会のほうでコースを選定しまして、警備員の配置等もある程度人数を把握して決めて提出をしております。警察のほうは、高知県警のほうからかなりきつい形の申し出があったようなんですけども、かなり窪川署の署長さんは協力的でございまして、できる限り今のやり方で許可をしたいと。

ただ、警察のほうの交通警備については、こちらのことも大分聞いてもらわないかんぜよという話は伺っているところです。もうすぐ県土木のほうに使用許可を出させていただいて、正式に警察のほうに届ないかん形にはなりますけども、今大体内諾ではいいんじゃないかというご返事をいただいておりますので、今後詳しく詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） わかりました。総務企画部会のほうでこれから最終的に決めるということの答弁ですけども、できるだけ余り無理がない程度がいいかなという気はしますけれども、できるだけそういった一応何人枠でそういう地元とか、できるだけ宿泊の関係がありますので、宿泊も例えばウルトラマラソンの場合も遠いところでは須崎あたりからでも泊まっていますが、人数が多い関係上。できるだけできれば四万十町内で宿泊もしていただいて、あるいはどうしても人数によっては無理かなということがあれば、近隣の市町村で泊まっていたることになろうかと思うんですけども、できるだけやっぱり地元で宿泊の経済的な効果ですか、お金を落としていただきたいということもありますので、それなりの受け入れ態勢の問題もありますけれども、人数を決めてできるだけやはり県外からのランナーを受け入れができるような体制で話を進めていっていただきたいと思いますし、警察のほうの許可もやはり早目早目にやっぱり話し合いして許可をいただくようお願いをして、答弁は要りません。終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 黙って座っておこうかなと思ったんですが、同僚からどうしても聞いてくれということで、何かおはらいみたいな感じで大変申しわけないんですが、2点か3点、お聞きしてみたいと思います。

まず第1点ですが、旧十和村の十川とそれから昭和でしたか、焼却炉のその調査、修理の調査の件でお伺いしたいと思うんですが、1棟当たり60万円ということで、今聞いていますと1メートル四方ぐらいで余り大きな焼却炉じゃないよということでしたが、これはひょっと特殊な調査が必要なのか、そこらあたり私わかりませんので、そこらともう一点、何社ぐらい見積もりをとったのか、これをお聞きしてみたいと思います。

そして、先ほど出ましたハチの防護服のことですが、若干私も高いかなあとは思いますが、必要であるということですが、しかしこれよく聞きますとボランティアの方にもお願いしておるということでしたが、このスズメバチというのは私の知り合いも動脈へ入りまして、知らなかったと。それから、ここにおられる大正総合支所長の方もどうやら一步夢境を同一にするようなところがあったようですけれども、この保険というものはどうなっておるのかということをお聞きしてみたいと思います。

それと、フルマラソン、先ほどコースをお聞きしてみますと、北ノ川から上宮の沈下橋をおりていくと、だったですね。あの沈下橋はかなり、期間ちょっと私も忘れましたが、増水なんかでつかれる可能性がありますね。危険なコースやろうね、やはり。それは危険は回避して警察の方も出てストップすると思うんですけれども、仮に増水なんか出たときに、コースは上に上流側に抜水橋がありますんで、それはあのコースを変更ということは可能だと思いますけれども、42.195キロというと、これは洪水で行けなくなったよというときには42.195キロの距離の算定の仕方というものはどうなっておるのか、その3点についてお聞きしてみたいと思います。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答えを申し上げます。

増水の場合にどうするかということでございますが、一応4月という時期ですんで、恐らく増水の危険というのはかなり少ないんじゃないかなというふうは踏んでおるわけなんですけれども、万が一のこともございます。別にもう一つコースをこしらえさせていただいて、ちょっとこれは危険だなという場合にはほとんど381号線を使うようなコース設定になってこようかというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

先ほどの焼却炉の件ですが、焼却炉については確かに大小ありますけれども、やはり一たん焼却した上においてダイオキシンの関係が発生してます、多分。そういうことで一

んそのダイオキシンの調査をしないと処分がなかなかできないというふうなたてりになってますので、それについて炉の内部、それから煙突の上部でしたか、何カ所か取らないかかんというようなことがあるようです。それを今回計上しました。その見積もりについては特殊なこともあって1社で今見積もりをとってますけれども、入札に関してはまた考えなくてはいけないんじゃないかなと考えてます。

それから、ハチの件ではございますが、言うたように高価なもんではありますけれども、先ほど議員おっしゃるとおり、大変スズメバチというのは猛毒を持っていますし、それに刺されると大変なことになりますので、防護服についてはしっかりしたものが欲しいということがあります。

それと、ボランティアの方です。ちょっと十和のほうでのことかなと思いましたが、まだ先ほど言いましたけれども、大正、十和での打ち合わせというのはきちっとハチに関してできておりませんので、ちょっと打ち合わせをしながら、その保険に対しても考えてみたいと。今のところは保険という形では入っておりません。

○議長（味元和義君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 大体わかったわけですが、1点ダイオキシンの関係で、この検査をせんといかんということで、その費用がある程度入っておるということで理解しましたが。そしたら、炉の中に多分壁とかなんとかにいっぱいいついとするわけですね。これの処分についてはなかなか処分できないわけですが、ひょっとその処分費なんか私もこの中に入っておるのかなあと思っておったんですが、それは入ってないわけですね。

それから、ハチの件は先ほども言いましたように繰り返しになりますが、非常に危険ですので、ぜひそこらあたりボランティアの方にお任せするんであれば保険の関係も整理をしてやっていただきたいと思います。その1点だけ、焼却炉の。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） この経費の中には今言われる処理費っていうのは入ってませんので、一応検査をしてその結果に基づいて取り壊しをどのような形にするかというふうに決定していくための調査でございます。

それから、今言われるようにハチに対してのことについては、それこそ総合支所3カ所で集まって今後については協議していきたいと、このように考えます。

○議長（味元和義君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） ちょっと今のその見積もりの段階というか、そういった競合さ

すというにできるだけ。これはどっかがやるでしょうが、大もとはあるでしょうが、その下請でどうのこうの因果関係ができんように、ひとつ数社をとって見積もりを、競争入札という形にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

21番 牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） それでは、質問させていただきます。

先にですが、総務費のほうで総務費17ページの企画費で公共交通行動計画策定委員会の委員の経費とまた委託料の18ページの13節で公共交通実態調査委託料と出ておりますが、これは公共交通ということではことしの3月議会でしたか、12月議会等で企画課長が答弁をされて公共交通体系を見直していきたいということで、これが予算化されて現在委員会が開かれてると思いますが、現在どういうふうな状況になっていて、また実態調査ということはどういう対象者へやっていくのか、その委託関係をお伺いしたいということと、それから次に民生費のほうで22ページです。障害福祉費13節の委託料、第2期障害福祉計画策定業務委託料、これは次の第2期の障害者福祉計画を今回策定ということですが、どういうふうな計画の期間と委託をする委託先等にちょっとお伺いしたいと思います。

それから、さくら貝の話が先ほど出てましたが、さくら貝の施設そのものはあれは平成7年でしたか、7年か8年でしたが、そのころに新築されたまだ20年も経過してないところが移転ということで塩害等もあったと思いますが、なかなかこの建物を再利用できるというような見込みはなかったのでしょうか。

それと、設計の方も入られたと思いますが、そこら辺が中の設備等についてどれだけのものが再利用できるかということ、それからプロポーザル方式で決定をされたということですが、保育所との併設ということでもうちょっと具体的に両方が有効的な建物利用等でどういうふうに考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 予算書の17ページ、18ページの公共交通の関係のご質問に対して説明させていただきます。

この公共交通会議、今月の17日に開催をしたところです。内容については、1回目の会議ということで公共交通、いろんな関係者17名の委員さん、おるわけなんですけど、

その人が集まっていただきまして、その課題整理という形で会議を行いました。

17名の委員さんの構成としましては、大学の先生、それから運輸支局の調査官、それとバス事業者、タクシー事業者、それから通院バスといいますか、の関係者、病院の関係者、それと住民代表、利用者の代表です、3人、それと物の輸送としまして2つのJAの担当者という形、それプラス副町長の委員で構成をされております。

初めということで、何回の会合になるかということがおおむねわからなかったわけなのですが、当初は10万円予算を組んでおったところなのですが、その報償について今後大きな課題でもあるし、じっくり協議もしなければならないということで5回くらいやりたいということで、その増額を32万3,000円ですか、今回補正をしているところです。

それからもう一つ、公共交通の実態調査の委託料の79万8,000円でございますけど、総合振興計画のときにもその中での住民アンケートでいろんな課題についてしたところなんです。その中でも公共交通に対するいろんなニーズが高いということがうかがわれました。

そういった意味で今回もう少し精度の高い住民ニーズ調査をしていこうということと、それから事業所がいろんな利害関係もあるわけなのですが、その調整に対して現実事業者がどう考えどういうふうにしていきたいかということをしつくり調査したいということで、今回この調査費も組んだところです。

これについては、県の補助金3分の2の補助金でありますけど、この間高知新聞にちらっと載ってたと思うわけなのですが、その補助金で対応をしていくということになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） ご質問についてお答えしたいと思います。

障害福祉計画につきましては、18年度、19年3月に障害者計画と障害福祉計画と2つを一体的に策定をしております。障害者の基本なところの計画につきましては、中・長期ということで23年度までの計画で、福祉計画につきましては、この20年度までの計画となっております、21年から23年度にかけての3カ年の福祉計画を今回策定するようになってます。

当初、委託という形で検討をしておりますんですけども、この計画についてアンケ

ートを、利用意向等についてアンケートを実施するようにということで、方針が国のほう  
県のほうから参りましたので、このアンケートの集約等に係る事務量等職員ではちょっと  
対応ができかねないということで、今回委託という方向性で予算を計上させていただいて  
おります。

それと、さくら貝の件ですが、さくら貝については確かに耐用年数からいいますとまだ  
11年ぐらいの経過やと思われます。この間におきまして、先ほどおっしゃられました  
ように塩害ということで、他の施設とは違ってかなり大規模な修繕をしたこともあります。  
今回当初予算にも入り口というか、雨よけについても大規模な改修が必要ということで  
予算計上しておりましたけれども、今回急遽移転という形でそこについては必要最小限  
の修繕でおさめようというところになっておりますが、そういうこともありまして実際こ  
れを移転するというのは、一番の目的がやはり高齢者の方が利用されているということ  
で、もし地震による津波が発生した場合に対応できないということが一番の理由でござ  
いますので、そのあたり、これについては必要かと考えております。

ただ、跡地利用につきましてですが、これについてはまだ現在のところどういう形でこ  
の施設が利用できるかというのは、まだ検討はされておられませんので、今後そちらのほう  
につきまして可能な限り利用はしたいと思いますが、人員が津波による危険性というと  
ころがありますので、その辺でまた慎重に考えたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） すみません、1点抜かっておりました。

保育所等の併設によるということですが、確かに今核家族化とかという形で高齢者の方  
に対する日々の生活の中でそういう配慮といいますか、高齢者へどんなふうな対応でとい  
うようなことが少なくなっていると思われます。そういう点でも多分併設という形でど  
ういうまだ施設を設置するかという形は今設計業者が決まりまして、その中でそれぞれ地  
域住民の保護者の方ですとか、それぞれ施設の職員等によりましてワークショップを開催  
しておりまして、その中で具体的にどういう方向が一番いいだろうかという形で地域  
の方々のご意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 公共交通の件ですが、大体わかりました。ただ、住民に精度  
の高いニーズ調査ということで、多分対象者というか利用者等に大体対象人数がどれくら

いで精度の高い調査をやっていくかということだけをその点についてをお伺いしたいと思っています。

また、障害者福祉計画、この策定、いつもソフト、プランニングとかそういうときに我々はこういう計画にも自分も参加したことがあります、さまざまな、そのときにせっかくであるから非常に多種さまざまな角度から皆さん委員が出ておられるので、できればソフト的なことはできる限りこの町でやっていただきたいということですが、今回は調査についてのみの計画策定ということになるのでしょうか。

それとそれから、さくら貝それから保育所では大体建物の面積が今よりどれくらい、現在の建物よりもどういうことであるかということと、また坪単価が大体どれくらいものかということを知っていただければ教えていただきたいと思います。

それからすみません、ちょっともう一つ質問ですが、24ページの3目の母子保健事業の18節備品購入費、命の教室教材購入費278万3,000円計上されておりますが、この命の教室はどういうふうに事業展開をされるかということと、備品等についてを説明お願いいたします。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 18ページの公共交通実態調査委託料の関係で精度を高めるために何名ぐらいの対象者で住民に調査をするかということですが、実際高南観光、北幡観光の路線だけで見ても系統で言えば二十数系統あるかと思います。それからまた、走っていないところが一番の課題であるわけなのですが、この路線バス定時定路線で走っていくのは実際の住民の足の確保というニーズになっていないということが一つの課題でもありましたので、そういう意味ではいろんな谷々といえますか、一番ニーズがおるであろうというこの調査も必要になってこようかと思います。

そういう意味では、まだ何名か承知していないところなわけなのですが、十分住民の声が把握できるような調査個体といえますか、になってこようかというふうには思っております。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） まず、第1点目の障害福祉計画ですが、こちらは調査業務だけの委託ではなくて計画全体についての委託となっております。ただ、その中でできるだけこの予算が可決いただきました後は早くに取りかかりまして、策定委員会というそのものはもう設置する予定はなくて、現在自立支援協議会というのを立て上げております。

ので、そちらのほうで会を多く持ちましてご意見のほうはいただきたいと考えております。

それと次、命の教室でございますが、命の教室、カンガルーのポッケといいまして、今現在は大正地区、十和地区で保育所、幼稚園、小学校を対象に主に実施しておる分として、妊婦の方に来ていただいて、そこで胎児エコーを観察、それから妊婦さんに直接触れていただいて母体で成長する胎児を通して命の大切さとそういうところを学んでいただいて、今問題になっております自殺等の予防に行く行くはなろうかというところで実施しておるところです。

今回購入をする分につきましては、胎児エコーの観察というところで、今現在診療所の器具を利用させていただいておりますが、それではちょっと今後こういう命の教室自体がかなりどこの学校でもやってもらいたいというふうなご意見等もいただいておりますので、それがいつでも数回開催が継続的にできるようにということで、今回共生のまちづくり助成事業に応募しましたところ決定となりましたので、それを携帯用の超音波の診断装置を購入するように計画しております。

デイサービスの件ですが、こちらについては面積的なものは現在の規模を今の計画では予定しております。先ほど申し上げましたようにワークショップ等での話し合いの中で、当然規模につきましては指定を受けるところで基準もありますので、そういうところを含めながら全体の中で調整をさせていただきたいと考えます。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 先ほどの保育所に対しての面積ということでお答えします。

現在のところ45人の定員で525平米ということになってますので、人数は大体24人から30人ぐらいということを考えてみますに、大体定員は30と考えております。したがって、約320平米ぐらいの面積があればいいのではないかと。今から協議をしながらそこらあたりの確定もしていかないかんとこですけれども、敷地面積につきましても約2,000平米というふうに考えております。

以上です。

（21番牧野利恵子君「坪単価は」と呼ぶ）

単価ですか。

（21番牧野利恵子君「はい、購入の坪単価」と呼ぶ）

坪当たりの単価はちょっと今のところ手持ち資料もないわけですが、まだはつきりしておりません、はい。

○議長（味元和義君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 先ほど企画課長から公共交通のほうで、今回はきめの細かいというところの調査対象ということです。せっかくですから、これが将来の四万十町の住民をどう、住民の皆さんの一番大きな福祉につながると思いますので、ぜひ綿密な計画等を立てていただきたいという要望を申し上げていきたいと思います。

それから、先ほどデイサービスセンターのことですが、さくら貝ですが、今までのとほぼ面積が変わらないということで、ただどうですか、これから興津のデイサービスも利用者が増えていくのではないかと。既に緑林荘の場合は今私も母がお世話になってますので時々迎えにいきますと、もう30人の定員いっぱい、本当に狭いような感じさえ受けます。そういうところで、せっかく新しく建設をされるのであれば、ちょっとその定員の見直しなんかができないものだろうかという気がいたしました。今後の利用者増があるのではないかというふうに思います。

それと、命の教室、とてもいい事業をされておりますが、これはぜひ大正、十和だけのみでなく私は特に心配しますのは、窪川の町の学校というのが一番市街地化して子供の心ということについては懸念をしていかなければならないのではないかと思いますので、その人口も多いそういうところへも命の教室というものはぜひ広げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） まず、デイサービスの定員の件ですが、現在10名の定員となっております。この利用状況につきまして、昨年あたりから定員に対しての利用もかなり増えてきているというのは現状のようです。その中で障害者の方の受け入れもしていただいて、そういう形で事業を行っていただいておりますが、現在のところ定員について検討はしていませんが、委託しております明成会のほうでも確認しましたところ、今のところ定員増という形ではお答えをもらってないので、すいません、今後この段階で検討できるかどうかについてはまた考えさせていただきたいと思います。

命の教室の件ですが、現在旧の窪川町内では各学校で健康福祉課と一緒に取り組んでおりまして、継続的に妊婦さんを何回か来ていただいてというふうな対応はちょっとできてないところです。今後はこの器具も購入するということで、積極的に旧窪川町にお

きまして同様の教室のほうを開催したいと考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） できるだけ、今まで質問がないところを部分的に聞きたいと思いますが、若干重複するところもありますので、ご了解ください。

まず、予算書の中で提案説明をいただいたわけですが、交付税の額が決定し、64億円ということで説明の中で留保財源6,000万円ほどあるということをお案すると、19年度決算の交付税額に相当する額は20年度現在大体の額は交付されたかなというに思っていますが、今後特交というのが今後の見通しが大体わかっておれば、この特交の見込み額がどうなのかお聞きしたいと思います。

地方税補正、ページ6ページになるわけですが、特例債事業債が7億1,000万円から7億3,000万円の限度額の補正ですが、法定協議会の中で四万十町が合併になったので90億円ほどの特例債事業が適用になるわけですが、法定協ではその半分の45億円を目安にということで話がされてきたわけですが、ケーブルテレビ事業も特例債を当初は見込んでおったわけですがけれども過疎債に変更し、今後予想されるのは庁舎の建築または尿処理場の改築ということが大きな今後の特例債事業になるかなというふうに思っていますが、今後10年以内にこの事業は展開しなければなりません、今後この45億円というものをどうお考えになっているのか、その点今後のいわゆる計画見通しについてお伺いをしてみたいというふうに思っています。

それでは、歳出でお聞きをしたいのは、衛生費25ページになりますが、若井のクリーンセンターの運営費の中で施設管理賃金ということで152万円余り計上されてます。恐らく臨時賃金の関係かなと思ってますが、もう少しこの内容についてご説明をいただけたらありがたいというふうに思ってます。

それと、土木に入りまして31ページになるわけですが、今回ダンプトラックの購入費が365万円余り計上されてます。この内容について、なぜ今ダンプトラックなのかということをお願いをしたいと思います。

教育費に入ります、38ページ。今回大正中学校の改築事業費、基本設計が委託されています。教育委員会の考えとしては、現在ある中学校を解体をし、どう敷地内に建てようとするのか、それともほかの場所のことも踏まえての検討の上の基本設計委託なのかという点でお伺いをしてみたいと思います。

続いて、いただきました予算資料の中でページを繰りながら言いますが、ページ3ページの中で、これは岡峯議員からもあったかなと思いますが、環境保全型の下水新事業ですが、大変結構な事業だと思ってます。ただ、今回はJAしまんとピーマン部会、ミョウガ部会が主に事業をやられるようですが、ご承知のように大正、十和はピーマンをつくっておられる方もおられますし、シシトウもつくっておられる方もおります。また、県に雨よけ栽培の場合には天敵を個人負担で投入し、また防虫ネットもみずからの負担で防虫ネットも張ってるわけですが、今後の計画21年、22年以降も200万円計上の計画のようですが、四万十町全域の中でこういった取り組みをされていくのか、ただ申請があったからこういう形で計上していくのか、その点についてお伺いをしてみたいというふうに思ってます。

続いて、4ページのバイオマスについてはそれぞれ質問も多くの方から出されたわけで、私は基本的なことをお伺いするわけですが、答弁を聞いておって、いわゆるエネルギーとして農作物の残渣や間伐材の利用をしたいということですが、どうもはっきりとどういう四万十町としてこれを検討をして調査をして、本町で具体的にどういう方向でしっかりとこのエネルギーを利用するのか、ちょっと何かわかりませんので、もう少し具体的にこういう目的のために今回こういう調査の委託をするんだというものがもう少し明確に欲しいなと思ってます。

その次、5ページに入りますが、経営基盤改善強化事業は先ほど宮地議員からも質問があって、私もどうしても聞かないかなと思うのは、恐らく来年度統合に向けて検討支部の中で今年度しっかりと調査をしておきたいという町の思惑もわからんではないわけですが、特に町が100%、五十数%の出資をしてますんで、もう少し中身、どういう問題があって、ここに問題点書いてますけれども、統合、連携の方策を探る、これは自分たちが方策を探ったらいいのではないかとも思うわけですが、何かその内容がちょっとわかりません。

それと、こういったことはもう既に当初からわかっていたんではないかなと。何ゆえに今回9月になって一般財源持ち出して、当然補助の関係であれば補助の決定がおくれたという形で9月補正ということはあるわけですが、一般財源を持ち出すのになぜ9月の補正になって急に慌てて、わずかあと4カ月余りの中でこういう取り組みをすることになったのかという疑問を私持ってます。

それと、宮地議員が言われましたように、この計画の中では販路の拡大というのは取り

組み内容の中にはないわけで、質問すれば答弁の中で担当課長が、いや、私もそう思いますということの答弁が出てくるわけですよ。それであれば、この取り組み内容が違ってくるわけで、そこらは私はしっかりとしてもらわなならんという思いと、計画は3年計画ですが、予算は2年分の計上ですね、ことしと来年度だけ。それはどういう理由でどうなのかという点でお伺いします。

農林水産課長、耳が遠いものでゆっくりで構いませんが、ちょっと聞き取れんです、早く言われると。一生懸命聞こうと思いますが、ちょっと早過ぎます。

それと、7ページに入りますが、教育関係ですが、今回小学校・中学校の耐震化事業ということで耐震診断と補強工事が計画をされてます。任意診断、それぞれ説明資料の中で書かれてますが、この補正ですべての小・中学校が任意診断が終わるのか説明があったかと思いますが、ちょっと忘れましたので、説明をしてほしいと思います。

それから9ページで、昭和簡水の拡張事業ですが、大変十分調査もしてませんが、今回大井川と大保木の拡張工事のようですが、ろ過池、配水池、現在どういう施設があって、今回こういう補正になるのか、提案説明あったかどうかちょっと大分たってますのでわかりませんが。

その内容と、私は旧大正町時代に3世帯で工事費が6,600万円およそ、1世帯当たり、割ったらわかるわけですが、大変多額な経費を投入して水道施設をやった地域があります。それは補助事業でやりましたけれども、私が主張したいのは、その町単でやる場合と補助をもらってやる場合の比較検討、当然補助をもらいたいというのはわかるわけですが、しかしややもすれば単独でやった場合に受益者のニーズにこたえるときも事業もあると私は思うわけです。今回、これだけの事業をやる。ましてや、19年度監査委員の決算の指摘もあるように非常に水道事業というのは今後償還金の返済や営業的に大変厳しい状況になることは前からわかっているところです。

そうした場合に、その問題と単独でやった場合どうなのかという比較をしたかどうかということと、基本的には住民はなぜ今こういう施設が欲しくなるかというのは、今まではそこそこのときには自分たちが雨が降り洪水があったときには山へ行けて土砂を取り除きができたけども、年とったらなかなか行きにくうてねというのが大体高齢化を抱えた地域はあるわけです。だから、どうしても補助でやりかえてほしいという声もたくさんあったわけです。

いざ管理をするとなると、いや、うちは山水でもうええわ、わざわざ町の水を引かんで

もええわという人も出てくるわけです。私は旧大正町時代には、地域の方々、今回236名ですが、しっかりと承諾書をとれと、必ず完了した暁には水道を引き込むということがないと、メーターも要らんとすると基本料金が取れんわけです。

そういった意味で、しっかりとこの236名、世帯がちょっとわかりませんが、世帯に対して確実に完了後は引き込みをするという承諾書は、えてしても承諾は得ているのかどうなのかについて質問をし、1回目を終わります。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えをいたします。

まず、25ページの若井のクリーンセンターの賃金でございますけれども、議員おっしゃるように若井のクリーンセンターについては3名で運営をしております。その部分は今回職員が1名減となりましたので、その後2名では運営がしにくいということで3名にするために臨時を1名減るたということです。当初の予算のときに、立て上げるときにはまだ予定をしておりませんでしたので、今回計上するものであります。

○議長（味元和義君） 山脇財政班班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） すいません、前後いたしました。まず10ページの地方交付税について簡単にご説明申し上げます。

普通交付税につきましては8月に決定を受けまして、特別交付税については交付月が12月と3月となります。普通交付税で補足されない特殊な事業について特別交付税が措置されるわけですが、昨年19年度決算では6億6,000万円、これについては合併後3年間措置される包括措置というものがございまして、これについて段階的に減少するわけですが、19から20に対して5,300万円減額になります。昨年の決定額6億6,000万円から5,300万円を引くと6億円ちょっとですが、ことし平成20年におきましては、特殊な需要、特に災害、現年災害とかに左右されるわけですが、高知県ではございませんので、6億円から約5億5,000万円の間ではないかと推測をされますし、県のほうには最高額6億円を超える要望額で申請を行っております。

それから、合併特例事業ですが、合併特例事業につきましては、まちづくり建設事業と基金造成事業という二通りがございます。まちづくり建設事業分につきましては、ご承知のとおり90億2,600万円の事業、それに対して合併特例債の起債の上限額は85億7,500万円です。

昨年確定しました四万十町の総合振興計画前期の実施計画では23年度までの合併特例

事業、まちづくり建設事業に対する合併特例事業については17億5,600万円の予定でありまして、平成27年度までの合併特例事業に対する合併特例事業債のほうを現在のところ27億円程度となっておりまして、昨年の総合振興計画の前期実施計画は23年度まででしたので、その後24年から27年については事業自体が確定してないところもございます。現在のところ27億円ですが、まず半分の40億円以下には当然なってくるものと思われまます。

以上です。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 予算書の31ページ、ダンプトラック購入費についてご説明を申し上げます。

この備品購入費につきましては、当初予算で電源立地地域交付金事業によりまして、大正、十和地域の道路維持について、このダンプトラックとミニショベルを購入しまして維持管理をしていくという計画を立てておりました。

が、その後、電源立地地域交付金事業に申請し、ヒアリングを受ける中でこの事業では該当にならないということになりましたので、この電源立地交付金事業から一般に組み替えをするためにここに計上をしております。

なお、ミニショベルにつきましては、再度内容につきまして検討をしまして、その時々リースで対応したら、これからの維持管理がかからないであろうということで、こういうふうに組み替えをさせていただきました。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

ページ38ページの大正中学校のほう、改築事業の基本設計委託料に関してでございますが、今学校の位置をどこにするかというお尋ねでございますが、これにつきましては今回のこの予算を通していただいた後で、地元PTA等も含めまして大正中学校の改築の検討委員会を早速策定をいたしまして、そこで今言われました学校位置を含めましていろんなもろもろの課題について検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 説明資料のほうなんです、ページ3ページの環境保全型農業推進事業、これについて今後の方向性を含めてご説明を申し上げたいと思います。

田邊議員がおっしゃるとおり、この部分についてはＪＡしまんと管内、興津のピーマン部会、ミョウガ部会の事業の状況でございます。興津地区においては、エコファーマーという認定をこのたび受けましたし、従来からこういった取り組みを進めてきたという経緯がございまして、ＪＡのほうから基本的に要望があった事業でございます。

ご質問のあった大正、十和地区についてちょっと私のほうも詳細にまだ状況を把握しておりませんが、県の要件、要項に合致する部会とか、１，０００戸以上の農家とか、そういったもので構成する場合、事業を受けられますので、今後また総合支所のほうと、また後からのご質問があればお答えをしていかなければいけないと思いますが、総合支所等の打ち合わせの中で今後こういった事業の展開ができればというふうに考えておりますので、今回要望した２２年度までの額には窪川管内の興津地区のみでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 下藤産業建設課長。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） 私のほうから、四万十町の予算資料のページ４ページ、バイオマスエネルギーの調査事業についての事業の目的等についてのご質問であったかと思います。

目的につきましては、四万十町にあります農業生産物それからまた森林等の間伐材等の有効な活用ということで、この調査を行うということです。

調査の内容としましては、そういったバイオマスの収集、運搬とかの方法とか、それからそれが出ましたバイオマス等の残渣とか、そういうものを商品化する方法はどんなものがあるか。例えば今大正地域のほうでは、ヒノキを利用したオイルの研究とかもなされました。それからまた、ユズについても今大正地域のほうではエコロジー四万十という会社のほうでヒノキオイルの精製とかやっております。そういうことがあります。そういうものの残渣等を利用した活用と。

それから、エネルギーのほうにつきましては、大正でありましたらウエル花夢等の温浴施設について総合振興計画のほうには計画等もございまして、そういう部分のお湯を沸かすのにバイオマスボイラーを利用できないかとか、そういう部分につきまして調査をするということが主なものでございまして、今回私も大正総合支所の産業建設課のほうでこの事業ということで計画しておりますが、多分大正地域のそういったものを調べながら窪川地域、十和地域にもこの調査を広めていきたいということで考えておりまして、最終的には行政報告のほうにもございましたけれども、バイオマスタウン構想の策定ということへ

の基礎資料としても使用したいということを考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 森商工観光課長。

○商工観光課長（森 芳明君） お答えをさせていただきます。

予算資料の5ページということで、四万十町の経営基盤改善強化事業について、当初にのせずになぜ今の9月時期なのかということと、内容についてそのほか何点かありましたが、まず私のほうからは9月になぜ予算計上したのかということでございます。

松葉川温泉につきましては、平成6年度地域振興公社ということで設立をいたしております。それで、15年目ですか、迎えたわけですが、過去に赤字になったこともございませんでした。ただ、去年の秋ぐらいから非常に重油の高騰ということで経営的にも非常に苦しいということが出てきました。

それで、ことしの5月の決算の会議があったときに初めて、今年以降は非常に今の中では経営的にも苦しいということで、そういう状況の中で3月の当初の中ではこの予算計上はできませんでしたので、それ以降やはり県の補助金、補助制度を含めましていろいろ検討を重ねてきましたが、そういう制度的には活用するものがないということで、今回町の一般財源をつぎ込んで新たな経営診断をしていただいて、来年の4月に新たにあぐり窪川と統合するという計画もございますので、そういう中でいろんな中で来年度以降、商品開発含めて新たな経営強化によって2つが観光施設であり、産業の基盤施設であるということで、そこら辺でかなり期待はできるとは思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、内容についてですが、まず過去5カ年の収支決算、それに基づいての数字的な洗い出し、まずそれから入っていくようになろうかと思います。その後、あぐりに入り、松葉川温泉の現地に入るわけですが、その中で仕入れの方法、仕入れ先とか接客、売上高と原価とか、いろんな分野での洗い出しがあるようですので、そういう中で最終的に予算的には300万円ということになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 渡部学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（渡部 睦君） ご説明申し上げます。

予算資料のページ7ページの小学校、中学校の施設の耐震化事業でございますが、この事業によってすべての小・中学校の2次診断が終わるのかというご質問でございましたが、診断の必要と言われております昭和56年度以前の建物すべてこれによりまして診

断が終わるようになっております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 今の300万円のあぐりの調査研究のご質問にちょっと関係しますけども、新たな商品を開発をするんでなくて、だんだんに今ある商品売っていかなきゃあならんかなというご質問に対して私のほうから、そのとおりだと思いますというふうに答えたところなんですけど、現実には株式会社あぐり窪川については指定管理者制度をとっておりますので、それ以降は厳密に言いますと経営の内容とかというのは私たち所管課のほうは余りタッチしてなかったというのが現実でございます。

それまで、副町長が担当しておりましたので、社長、そういった指令系統の中で今日まで経営がなされてきたというところでございますが、宮地議員から質問があった、今後売っていかなきゃあならんという前提の中で私が理解しておる範囲内では、今の組織機構の中ではいろいろと打って出る体制の中に問題がある、そしてその中に温泉事業も入ってくる、そうするとやっぱりそういったところをしっかりと整理しておかないと、なかなか今後打って出る組織にはならんだろうということ。

それから、これまで9年間の実績の中でさまざまな接客とか、それから営業形態、営業方針、そういったものがいろいろな部分で問題があるというようなことで、先ほど森課長が説明させていただきましたように、そういった経営診断、分析等を行いながら新たな取り組みをする前提としてそれをしておかないと、私たちが希望しておるような新たな付加価値販売ができないというような流れの中での私の説明でございましたので、そういった整理をしながら新たな付加価値を求めるような販売戦略、その説明資料の中にも書いておりますが、新たな販売事業の展開する上での課題があるということでございますので、そういった連携をとってやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。昼になりましたので、これで終わりたいと思いますけれども……。

○議長（味元和義君） いや、継続をしてやってくださいよ、質問は。

○10番（田邊哲夫君） いや、継続せんと、いや、昼になったけん、余り、そういう意味よ、そういう配慮したまでよ。

○議長（味元和義君） ああ、ありがとうございます。

○10番（田邊哲夫君） それと、先ほどは特別会計の質問をいたしまして、ちょっととちりました。すいませんでした。

歳入については大体理解をいたしました。

歳出も町民環境課長からのクリーンセンターの運営費の関係で、施設管理賃金というのは今2名の正職ですね。1名の臨時賃金が今回計上という形の回答ですか。

（町民環境課長市川敏英君「はい」と呼ぶ）

ということは20年度4月以降は臨時は採用してないということの理解でいいですか、まず答弁をお願いします。

それと、そのダンプのトラックの、たまたま事業の内容が違ったということで、電源立地からこういう形になったということですが、ミニショベルはリースをするという話です。ダンプトラックも逆に私も四万十町には2業者ですか、リース業者は。そんなにダンプトラックは頻度として利用頻度が多いのか、それとも現在四万十町にはダンプトラックがないのか、その点ちょっともう少し必要性について答弁いただきたいと思っています。

中学校の体育館のことはわかりました。資料は説明は大体わかったわけですが、農林水産課長が答えられましたように、今回22年度までは興津地域のということですが、できるだけ大正、十和にも目配りをしながらこういう事業の導入をお願いをしたいというふうに思います。

四万十町の経営基盤の道の駅と松葉川温泉については、慎重によりいい方向で調査がされるように思ってますし期待をします。それだけです。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えします。

20年度4月以降から2名体制ということになっておりますので、4月から臨時雇用をしております。予算的には本来ならばこの費目がないといかんところでございますけれども、総務課のほうに相談をして一応総務課のほうで対応していただいて、この9月議会において組み替えるという形をとらせていただきたいということで無理を申したところでございます。4月からおります。よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） ダンプトラックの利用のことについてお答えをいたしたいと思います。

ダンプトラックにつきましては、平常、道路の維持管理のほうに使用しておりまして、ほぼ毎日出払っておるような状態でございまして、そのほかにも他の課からのいろんな運搬と、そういう点でも非常に利用をされている状況です。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） ほかにダンプがないかということですが、現在本庁で２トンダンプを１台所有しておりまして、それがあいたときを待って十和地域とか持っていつて今まで使用しておりますけれども、大分鶴津とか島戸、あちらのほうへ入りますと１週間から１０日ぐらい出てこれんということもございまして、地域委託をして草刈り等をやっていたいておりますけれども、その高いところについては依然ようせんということで、毎日出ておって、いざそのときに欲しいときにどうしても間に合わんという状況でございます。

以上でございます。

（１０番田邊哲夫君「はい、わかりました。以上です」と呼ぶ）

○議長（味元和義君） 会議の途中ですが、ただいまより昼食のため２時まで休憩をします。

午後０時０９分 休憩

午後１時５０分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第８８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８８号平成２０年度四万十町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第８８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3 議案第89号平成20年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第4 議案第90号平成20年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第5 議案第91号平成20年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第6 議案第92号平成20年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第89号から議案第92号までの4議案を一括議題とします。

この議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計についてちょっとお尋ねします。

今回、一般会計より補正83万円の歳入の補正が出ておりまして、その歳出ですが、私今までちょっと気がつかなかったのですが、19年度の決算でも見ておりまして、この事業で住宅新築資金等事業償還推進費として予算が——19年度です——309万円計上されており、それに給与70万円、一般職の給与となっておりますが、それから委託料が221万円というような形で事業をやられておりますが、今回の補正もその絡みだと思うわけですが、今まで気がつきませんでした。この事業がどういう事業であり、今回は何のための補正なのかお聞きします。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 住宅新築資金についてでございますが、推進事業費の計上は、もう今、貸付事業そのものはもうやっておりますけれども、その償還に係る事務でございまして19年度はそれに対する決算が出ております。

19年度委託は先ほど言いましたようにソフトの委託でございます。今回の83万1,000円の補正につきましては、土地建物の不動産の競売の申し立てに係る費用を計上しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 償還できなくなったその建物を売買して不動産で償還してもらうというようなことをやっているわけですか。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 事業としてはそういう事業はやっておらなくて、ただ、今までの貸し付けたものに対する償還事務のみをやっております。

それで、今回は83万1,000円の補正は先ほども申し上げましたように、滞納しておる分につきまして土地建物の不動産の競売に係る申し立て手数料、それから競売に伴う予納金の計上をしております。

以上です。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 専門的な用語が出るんでちょっとよくわからないんですけど、これで一般役務費っていうのが出てるがですが、それは町の職員に対する役務、これ決算の話になるんですけど、ということであり、町の職員がその事務をやっているということでもありますか、委託料というの。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） これは裁判所に申し立てを行う費用でございます。予納金というのは、ある程度予納しておかなくてはならんということで60万円程度、通常この22節の80万円につきましては、60万円程度ということを聞いておりますけれども、1回で競売ができればよろしいんですけども、いかなかった場合2回、3回というようになってくると思いますので、それに対する予納分を考えまして60万円のところを80万円を計上して裁判所へ払う費用でございます。12の役務費につきましても同じように裁判所に払う費用でございます。

今回、この費用につきましては、特に悪質と思われるもの2件について裁判所に申し立てを行う予定でございます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８９号平成２０年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第８９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第８９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第９０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９０号平成２０年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第９０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第９０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第９１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９１号平成２０年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

議案第９１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号平成20年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7 決算第1号平成19年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 何点かについて質問してみたいと思いますが、まず監査委員から19年度の一般会計及び特別会計並びに水道事業の決算意見書をいただいております。その中で、審査の結果の中でページの4ページですが、3の中で収入及び支出に関する事務についての中で、収入及び支出に関する事務は一部に不適切な事務処理が見られたものという形で記載をされてます。これの内容、もし構わん範囲で結構ですが、どういう点で不適切な事務処理があったのかということの内容をお聞きしたいというふうに思っています。

それと、次の6ページの中で収納率向上対策についてという中で……。わかりますか、6ページ、監査報告の6ページです。収納率向上対策について中段以降の中で、財産調整や差し押さえ等の実施にはそれ相当の十分な知識と行動が必要なため、基準が示されても

実施ができてないのが現状ではないかと思われる。そういった意味で、職員に今後十分事務ができるような知識を習得させよということですが、これについて監査委員さん、執行部にこの問題を問い詰めて、どういう返事があったのかどうなのか、もしあったならばその報告というか、執行部はどう考えているのかについてお聞きをしてみたいと思います。

それと、特に今回ケーブルテレビのことで一般町民の方からも見直しを求める陳情等が出され、署名もされてきた経過もあって非常に面関心が強いわけで、19年度、じゃあ今後の四万十町全域にケーブルテレビを実施した場合にどういう運営上どうなるのかというのは、1つは平成13年度から十和地域でケーブルテレビが運営されて、もう7年目、8年目ですかになるわけですが、その決算を見ると、歳入で収入が約900万円、有料番組の収入が約600万円、合わせて1,500万円の歳入が出ております。

歳出がどれくらいかということで調べてみると、約3,000万円、その差額がまず1,500万円余りの赤字だと。当然、運営については職員も運営に当たってますので、現在2名ですか、19年度は。そうすると、一千四、五百万円の歳出になるということで、おおむね十和のケーブルテレビの歳入歳出を見ると、約3,000万円、四万十町がケーブルテレビの運営について支援をしているということのように私自身計算してみるとそう思うわけですが、まずその点、間違いないのかどうかご答弁ください。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 決算審査意見書の6ページ、収納率の向上対策ですが、差し押さえ等の実施にはそれ相当の十分な知識と行動が必要で、基準が示されてもなかなか実施ができないというご指摘でございますが、平成19年度に滞納整理本部を立ち上げを行いまして、町税あるいは使用料貸し付けを担当する課長以上でこの整理本部を組織をいたしました。これから四万十町として大きな課題であります滞納整理についての討論、協議等も行ってきた中で、ある一定徴収に関する基準、町内の基準的なものもつくってまいったわけでございます。

第1番目には、悪質な滞納者に対して法的な措置を講じてでもやはり徴収をしなければなかなか町民に対する公平感というものが生まれないということ、それを基準にして基準表もつくりましたし、協議も行っていました。

税の関係では、広域の租税債権管理機構へ派遣され帰ってきた職員を中心として、預金あるいは生命保険の差し押さえ、これは適宜行ってきておりまして十分実績も上がってい

るというふうに思っております。

ただ、それ以外のものにつきましては、民法とかいろんな法的な絡みもございまして、なかなか難しさはあるわけですが、昨年町の顧問弁護士をお招きをして、そこらあたりの法的な手続についても研修を行ったところでございます。時期的に遅かったということもございまして、19年度については成果が上がっていないのが現状です。

20年度につきましても、滞納整理本部の中でいろいろ協議も行いました。住宅の明け渡し、水道の給水の停止とかいろいろ強制的な手段を講じることができるわけですが、なかなかその手続等の関係でやはり専門的な知識を必要としなければ、一度その手続を間違えると返って裁判ざたになった場合に行政が敗れるというようなおそれもございまして、その手続には十分慎重を期さなければならないわけでございます。

ある一定そういった研修も積みながら、税を初めとして住宅の明け渡し等についても手続を行っております。全体的にはなかなかそういったところへ、まだよう一步踏み出せていないのが現状ですけれども、やはり悪質な滞納者に対する対応、そういったものから見ても全町一丸となった滞納対策をしなければならないという考えのもとで今回補正予算でも計上させていただいておりますけれども、住宅新築資金の滞納者に対する裁判所への申し立て、そういった流れにもなっているわけでございます。

確かに非常に専門的な知識は必要としますけれども、これからは町の顧問弁護士の助言等もいただきながらもう一步踏み込んだ対策をとっていくということで各課が頑張っているのが現状でございます。

○議長（味元和義君） 奥宮監査委員。

○代表監査委員（奥宮敏男君） 意見書の4ページの収入及び支出に関する事務についての文中、一部に不適切な事務処理が見られたという件でございますけれども、これは意見書を提出する段階で町長には具体的なことは伝えておりますが、具体的なものは大道線の改良に伴う物件の移転補償費が、家でございますけれども、建築年が異なっておりますので、補償費が過払いになっておりますので、その点が言いますと会計検査があったようでして、今回の補正で出てるかどうかわかりませんが、ある一定国に対する返還になったらいかんということもございますので、具体的には書いておりませんが、その点を出しております。

○議長（味元和義君） 林十和総合支所長。

○十和総合支所長兼地域振興課長（林 伸良君） 十和のケーブルテレビの会計の収支に

ついてご報告いたします。

歳入につきましては、ケーブルテレビの使用料、それから有料番組の使用料の歳入ございまして、1, 240万円程度の歳入になっております。

それから、歳出につきましては、この決算上では職員の給与等が入っておりませんが、概算の費用を入れまして約4, 300万円程度で、議員ご指摘のとおり、約3, 000万円の、言うたら収支の赤字といいますか、そういう数字が出ております。

以上です。

○議長（味元和義君） 岡本産業建設課長。

○十和総合支所産業建設課長（岡本順一君） 先ほどの監査委員の方からの説明につけ加えまして説明をさせていただきます。

林道大道線改良工事に伴う物件移転補償費についての算定の基礎が十分に精査されていないということが指摘をされておりました。これにつきましては、平成19年度に林道大道線建物等補償調査委託業務を実施しておりまして、この報告書に基づきまして補償費を支出しておりました。この補償費の算出根拠になる建築年について調査報告書と固定資産課税台帳の建築年が合致しないということが判明いたしまして、これに基づきまして再計算をした結果、交付対象事業費で9万7, 000円、交付金で4万8, 500円の過大積算となっていたものでございます。これは報告書を受領するときに書類検査等が十分に精査されてなかったということで大変反省をしているところでございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） ご質問の中にケーブルの見直しを求める署名とかという形の中で、運営費用、役場からの持ち出しが心配されたという意見もございました。十和のこの決算にあらわれているのは、総合支所長の報告のとおりでございますが、1つはこの十和のケーブルが設立する段階からいろんな課題が3つの課題があってケーブルを設置したわけなんですけど、これ1つは多数の共聴施設の改修があったということ、それからもう一つは防災行政無線が老朽化して、それも新たに設備しなければならないこと、それからもう一つは通信、そういった情報通信基盤をしっかりとしなければならないことといったような先導的にやっていきたいという政策判断もあって、ケーブルを導入した経緯がございます。

そういった意味で、当初からその利用料金でこの十和地区のケーブルシステムを運営す

るということは考えていなくて、政策的に町の持ち出しも想定した中での運営であったというふうに思っております。

そういった意味で、そのケーブルの見直しを求める会の中も十和の例をとって四万十町、大きくなった場合にはそれ以上の持ち出しがあるということで心配されたことだろうというふうに思います。

議会のケーブル調査特別委員会の中でもそれについてはいろいろとご指摘も受け、それ相応に研究協議も重ねてきたところです。その中では基本的には利用料金そのもので運営していきますよといったことで、あと公の役割等のケーブルでも防災行政無線的な緊急放送の役割も担っておるところですけど、今回のケーブルについてもそういった公の役割については町は負担すべき事業ですので、そういった分については当然今回指定管理者制度で運営されるわけなのですが、その地域振興公社に持ち出しをせんといかんというふうに現在基本協定書も交わしておるところです。

そういった意味では、その繰り出し基準といいますか、公の役割がその指定管理者に支援する内容については、現在十和も3,000万円という話でしたけど、新たなケーブルの段階でも3,000万円といった形での同額の負担というようなどころにはなるところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 監査委員から報告をいただきました。大体理解をするところです。

今の十和の支所長と企画課長からケーブルの問題の質問にお答えがありました。まず、現在19年度では十和のケーブルテレビの運営に3,000万円の財政支援をしているというのが答弁があったわけです。

私ども昨年12月だったと思いますけども、ケーブル調査特別委員会を設置をし、いろんな角度から視察にも行ってきたところで、1つは結論として言えるのは、町行政の公平性の確保をどうするのかということです。ご承知のように、一度十和の職員の方はここで議会の中継をモデル的にしていただきました。これを十和へ放送してはどうかという問題を特別委員会でも話しましたがけれども、いや、十和地域だけに議会の中継を流すことは公平性の観点から疑義があるということで、ただ試験的にという形でビデオを撮ったということがあるわけです。

公平の観点でどうなのかというのは、そういった意味で私は8月の臨時議会、請負契約の中で賛成討論の中でこういう私は質問というか討論に参加したのは、請負契約が締結されなければ恐らく十和のケーブルテレビは廃止せざるを得ん状況になりはしないかなということで意見を付したところ、反対討論の中で、いや、十和のケーブルは私は維持せないかんという反対討論が出ました。

私は言いたいのは、今企画課長から答弁あったように、今現在十和のケーブルには3,000万円、町が出しているわけですよ。今度のケーブルテレビ、今課長からあったように計画では同じような3,000万円で四万十町全域を町が出費すると。それこそ公平の観点からいえば全然問題がないという点で私は賛成をしたわけですが、そういった意味で私が賛成討論の後、反対討論されましたので、言い返す機会はありませんでしたので、19年度決算の中で私はそれを指摘しておきたいという点です。1つ目は公平性の問題です。

2つ目は、繰り出し基準をどうしていくのか、企画課長からも答弁ありましたように、やはり赤字だからずっと補填するというのはいかがなもんかなと。十和はその独自でそういう形で施策として繰り出しをするのは今まではあったと思いますけれども、四万十町全域の中で十和だけに赤字になったから補填するというのは非常にそういった意味では公平性または繰り出し基準もあいまいなままにやることはいかがかなと私は考えていたわけでした。

また、見直しの陳情の中で、今ケーブルテレビをやると高齢化が進み、ますます人口が減ってくる、ますます町の持ち出しが多くなるという話がありました。そういった意味で、平成13年度に始まった十和村のケーブルテレビ、その当時加入世帯と19年度末でどれだけの世帯が減って使用料が減ってきたのかということで、そこら辺どのような状況になっているのか。今後のケーブル運営に参考にしたいので、そのあたりの13年度、19年度の決算状況の中で使用料と世帯数がどう減ってきたのかという点でご答弁を下さい。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） すいません、大正の地域審議会の中でもケーブルの心配のいろんな意見がございました。その中で将来的に人口が減るということは統計的にあるわけなんですけど、いわゆるその加入者、世帯そのものも激減して運営そのものに支障を来すのではないかなという発言がございました。

そのときに十和の現況を調査した数値がございます。それで言いますと、十和のケーブルテレビ、当初13年からでしたでしょうか、数量としては14年の数値しかないわけなのですが、世帯数で1,313世帯、その当時、そのうちの加入世帯が1,397、当然事業所もありますし、役場とかといった公の機関もあります。そういった意味の引き込みの口数だと思うわけなのですが1,397、平成20年現在で世帯数が1,306世帯で加入世帯、引き込み世帯が1,378世帯ということで世帯数は7世帯減になっており、加入世帯で言えば19世帯の減ということになっております。

ちなみに、四万十町の人口、3町村の全体の人口の減と世帯の減を見ますと、過疎の関係で調査資料がございますが、昭和60年の世帯数で言えば、8,334世帯、人口で言えば2万5,622人、平成17年が8,225世帯で、人口が2万527人ということで、昭和60年と平成17年の比較で見ますと、109世帯の減ということで、人口は5,095人の減ということで、人口そのものはずっと減っているわけなのですが、世帯の減には余り変化がない、いわゆる核家族といったこともあるわけかもしれませんが、そういった意味で世帯そのものには変化が緩やかな変化といえますか、ということになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 確かに私も思ったのは、人口は減っているのは事実だろうと。しかし、例えば老人世帯で夫婦で1人が亡くなっても1人は世帯でおって、ケーブルも利用しておるだろうという思いもあって、人口減が即使用料に減になったりということはありません得んのではないかなというふうに思ってきたところです。

今、企画課長からそういう答弁があったわけですが、じゃあ、今後人口は減ると、しかし世帯のこういった変化の状況については十和の実態を把握してますので、今後実施される四万十町をカバーする世帯の変化と利用料については十分参考にした上での3,000万円の支出ということの計画を持って望んだのかどうなのか、最後にお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） ケーブル調査特別委員会の中でも先ほど言いましたように非常にケーブルの経営について個人負担にならないように行政のほうの負担にならないよう

に一定の基準の中で一般会計から出すようにというルールづけを宿題をいただきました。そういったことで、ケーブルの事業ということで公営企業法を準拠したやり方でいこうということで、例えば水道事業でしたら消火栓への給水なんか公の負担ということでやりますし、病院で言えば患者輸送車の費用とかいったのもそういったようなルールで公の役割の部分については一般会計からの繰り出しといいますか、お金を投入するようなことでルールづけされております。それに準じたということで、こういう場合に指定管理者たる地域振興公社に繰り出しますよという基準を設けて議会とも協議をしたところです。

それに基づいて、この指定管理者協定書、議会での議決をいただきました後、地域振興公社と協定書を結びました。基本協定書とそれからもう一つは年次協定書という形であるわけのようですが、この基本協定書の中に繰り出し基準、こういったときにそれを繰り出していくかということを経営項目にわたって規定をしております。

単に引き込み工事の場合どうするかとか、減額分をどうするかとか、利用料金の減額の部分をどうするかとか、セットトップボックスの無償貸与をどうするかとか、屋内告知端末機を設置したときどうするかとか、個々細かに繰り出しするルールづけをしております。何でしたら長くなりますので、協定書は公開する内容でございますし、そういった意味では必要とあらば議会のほうにも提出したいというふうに思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） がっくりした顔をしないでください。簡単に行きます。

今回の決算は収支は3億2,000万円の黒字ということになりました。19年度の予算もどの部署も1割カットという町長命令が出まして、各部署で非常に皆さん苦勞されて計上されたわけですが、結果的には財政調整基金を1億2,000万円を繰り入れましたけど、3億2,000万円の黒字になりました。不用額が3億2,000万円と非常に多額であります。今回、監査委員さんから不用額の内容についても資料をいただきました。

それで、かなり各課含めて需用費を削りながらの1割カットの調整をしたんじゃないかと思うわけですが、そういう中で今回黒字ということになりました。

町長にお聞きしたいんですが、不用額の内容を見ますと、不用額の中にもかなり需用費があちこちにたくさん見られますが、監査委員さんの報告ではまだまだ財政が厳しいからこれから歳出も含めて十分な検討が必要だという意見が出ておりますが、かなり皆さん精

査され予算を立てたわけですが、総費用額も見ながら町長といたしまして、もちろん歳出全般を建設事業費なんかを削れば縮小ということになるわけですが、まだまだ事業をする中での見直しがまだまだできる範囲にあると町長はご判断するのか、随分もうやってきたと、1割カットも皆さんにお願いしながらやってきたと、そのあたりはもうできないとご判断しているのか、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、例年のごとく非常に滞納が多くなっております。国保税は1億1,000万円ぐらい、住宅新築資金もそうでありますし、先ほど副町長から答弁がありまして、非常に努力をしているという跡はうかがえると思います。事業報告の中でも租税管理機構に86人が回り、それから預貯金や共済、生命保険、給与、出資金などもそれで滞納処分をしているという努力は非常にうかがえるわけですが、この方たちは多分悪質という上での対応だと思うわけですが、まだまだたくさんの滞納者がおるわけで、いかにきめ細かく個人の財政状況も見ながら相談しながらきめ細かいそういう対応がなされているかなと思うわけですが、財政の方大変だと思うんですが、その点がまだどうかなという思いがしておりますので、その点が今後の課題としてどうかっていうことをお聞きしたいと思います。

それから、奨学資金の滞納が非常に多いということが目立ちました。窪川地域は74万円、十和が668万円です。基金の運用でやっているわけですが、監査委員さんの意見も出ております。保証人がおりますので、その保証人にも責任を持ってもらうという方向で取り組まなければいけないんじゃないかという意見が出されております。住宅新築の資金に関しましては、それぞれが保証人になっているということで、なかなか難しいという話がありましたが、この奨学金に関しましてはまだそこまで保証人に責任を持ってもらうとこまで行ってないのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、大正地域でも奨学金は出しているわけですが、ただ基金運用ではありませんので、一般会計でやっていると思うんですが、大正地域においての滞納はないのか、それをお聞きします。

それから、監査委員さんの指摘の中、6ページに指定管理料についてのご指摘があります。さまざまな施設を指定管理者でやっておるところがあるわけですが、ただ施設によりまして文化施設であって収益を得ない施設であったり、逆に民間の活力を入れて収益を得るような施設もあるわけで、そのあたりの精査が必要ではないかと、これは監査委員さんに聞きたいわけですが、その点でこういうに問題提起されたのはその中身についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 19年度決算と今後の財政運営ということでの質問だったかというふうに思いますが、19年度決算、細かに分析をしますと、議員さんお話しのように不用額が相当出ております。その不用額がどうしてそれだけになったのか、さまざまな要因がありますので一口では申し上げかねるところですけれども、予算は予算としてなおかつ実際の現場の財政運営を行っていく上では、さらに節減に努めるということで対処してきておるところでございまして、結果としてはそういう不用額につながった部分も相当あるし、あるいはいろいろもろもろの事業をやっていく中で予算上の対象者と実際の対象事業量の差も結果としては出てくる。そういったさまざまな要因があろうと思いますので、一概に断定的なことは申し上げかねると思います。

しかし、基調としては予算はさることながら、やっぱり実際にできるだけ効率的な行政財政運営をやっていくということで節減に努めた結果がこういう数字になってあらわれておったのではないかというふうに思います。

片や、相当大きな財政措置の変動等も現在進行中でありまして、例えば財源の大半をなす普通交付税等の算定についてもかなり流動要素があって、当初の見込みと狂ったところもあったかと思いますが、結果としては少なくとも19年度は予想していたよりも削減が少なかったということも幸いをしたというふうに思います。

結果として、相当の実質収支を確保できたということで、当初これに支出を予定しておった財調なり減債基金なりも一定削減をすることができたというふうに思っております。

今後の財政運営ということについて申し上げますと、これも断定的なことを申し上げかねますけれども、少なくとも20年度について申し上げれば、普通交付税については今度補正もお願いをしたところでございますけれども、当初見込んでおったものよりも増えたということがございますが、さて21年度以降どうなるかということについてはまだ確たる見通しがございません。

やっぱり財源があつての行政運営ということになろうかと思いますから、今後の国の体制、措置等を十分見きわめながら慎重な対応をしていく必要があろうというふうに思いますけれども、やはりできるだけ今後も行革というものは進めながら無駄な経費は省く、あるいはアウトソーシングできるものはしていくということで行政的な経費は削減をしながら取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思っております。

私から以上です。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 滞納につきましては、いろんな費目があるわけですが、相対的に私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

滞納金の徴収、これ非常に重要な課題でありまして、全庁を挙げての取り組みを行わなければならないところですが、先ほど10番議員さんのご質問にもお答えをいたしましたけれども、19年度に滞納整理本部を立ち上げて各課で頑張ってもらいました。

住宅新築資金につきましては、もう既に償還能力のある方については償還が済んでおりますし、あるいは繰上償還といった形で、あと滞納になっております方は非常に経済的にも苦しい方ばかりでございまして、この部分は非常に難しいわけですが、それを除く税、使用料等につきましては全費目で18年度の実績を上回っております。金額で言いますと、全体的に18年度の収納額が6,500万円に對しまして19年度の収納額が7,600万円ということで1,000万円以上の収納額のアップにつながっております。

ただ、非常に社会的な状況、そういったもので町民の方々の生活も苦しくなっているというような状況の中で、滞納の金額もこれからだんだん増えていくのではないかなというふうに思います。ある一定悪質な方に対しましては、法的な手段を講じてでも徴収をしなければなりませんし、それ以外の方についてはきめ細かな相談体制、そういったものもとっていかねばなりません。

平成20年度、さらに徴収体制を強化をいたしております。この1年間の実績を見た後に、従来から議論になっております徴収専門の収納課的なものも視野に入れていかねばならないというふうに滞納整理本部の中でも議論も行っているところですが、とりあえずは20年度いろんな状況に応じながら相談体制も強化し、あるいは法的な措置も講じながら滞納整理に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

奨学資金の滞納の状況でございますが、これにつきましては議員さんがおっしゃるとおり、基金の運営でございますので、本当貴重な財源でございます。やはりこれは早期にこの財源を確保して後々支障のないように努めていくということは重要な役目と認識しております。

そこで、今の滞納状況につきまして監査委員さんの指摘のとおり保証人への請求等も実施をしておるかというお尋ねでございます。

この滞納整理につきましては、特にここに出ておりますように、窪川地区、十和地区、それから大正地区につきましては、これは予算貸し付けという形になっておりまして、決算書の41ページでございますが、ここで10万8,000円の決算段階では未収という形になっております。それで、十和と窪川地区につきましては基金貸付制度と、それで大正地区につきましては毎年貸し付けに必要な額を予算措置を計上して、それで貸し付けをしているという一般会計の予算方式という形になっております。各町村の滞納状況はこのような状況でございます。

そして、その保証人への請求でございます。これにつきましては今までもそれぞれ教育分室、それから窪川本所、それぞれでお互いが職員が今までも努力して滞納整理を行っております。

それでも、まだまだ追いつかないところがございまして、今高瀬副町長も言いましたように、滞納整理本部の中でいろいろ今後の方策も検討しております。今監査委員さんの指摘も受けておりますので、やはりこれから先は保証人への請求も含めた形でより一歩進んだ形でそういう滞納整理に努めていかなければならないというところで、今教育委員会の中でも今後の体制、徴収につきましても今協議をして滞納額を少なくしていくという形に取り組むように今検討しておるところでございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 奥宮監査委員。

○代表監査委員（奥宮敏男君） 指定管理料の件ですけれども、ここへ書いておりますように四万十町の場合はさまざまな公の施設を指定管理にしておりますけれども、その中で1年間の精算もやって、いわば黒が出ているところについては当初の指定管理料を減額しているところと、そのまま支払っているところがあります。

それで、その精算の判断が各課の判断のような形になってますので、町として一つこういう形で精算をするというような指針をつくったらどうですかと。というのは、指定管理の場合は、民間のノウハウを活用してできるだけ収入も増やしていかないということになってますので、努力をして増えて収支がよくなったら指定管理料を減らされると、そこらあたりは全然努力のかわがなくなりますので、そこらあたりも加味をしてどういう場合は指定管理料を増額する、減額する、そういったその指針を一つつくってはどうかと

いうことです。

○議長（味元和義君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 奨学資金ですが、多分私も借りた記憶がありますので、保証人は親がなっていると思うんです。2人ぐらいいて1人は親だと思うんで、他人様にお願いするのではないんで割とそのあたりはお願いしやすいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

それから、指定管理者ですが、確かに民間のノウハウを活用して収益を上げた。次のステップにレベルアップしたいということもあるんで、それを一生懸命自分が努力してやって、また削られたら次のステップに行けないっていうところもあるんです。文化施設はそうはないんです、人件費だけをその民間の給与でやって安くやっていくっていう2通りの指定管理者の仕方があると思うんで、そこは監査委員さんも指摘をしておりますので、執行部としてちゃんと精査してもらわないと、ほかから見たらいろんな、あそこは何でだっという話も出てくると思うので、指定管理者の考え方、それぞれの施設によって違うと思いますので、しっかりそれは精査していただきたいなと思います。

町長はまだまだ、先ほどの答弁では十分見直しをする余地もあるということですので、これはアウトソーシングはこれから主にそこらあたりに来るんじゃないかと思うんですが、知恵を出しながら経費節減のために頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

決算第1号平成19年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定については、質疑終了をもって、後刻設置を予定しております決算特別委員会に付託を予定しております。

会議の途中ですが、ただいまより3時まで休憩をいたします。

午後2時46分 休憩

午後3時01分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8 発議第7号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

５番山岡義正君。

○５番（山岡義正君） 発議第７号でございます。

提出者は私、山岡義正と賛成者は議会運営委員全員でございます。宮崎南海男氏を初め  
７人の同意を得て提出するものであります。

四万十町議会決算特別委員会の設置について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出いたします。

文書をお配りしておりますが、読んで提案にかえさせていただきます。

四万十町議会決算特別委員会の設置について。

次のとおり四万十町議会決算特別委員会を設置するものとする。

記。名称は、四万十町議会決算特別委員会。

設置根拠。地方自治法第１１０条及び四万十町議会委員会条例第６条。

目的は、四万十町議会第３回定例会に決算第１号平成１９年度四万十町各会計歳入歳出  
決算の認定について執行部から提案がなされました。この議案は旧３カ町村分の莫大な量  
を有しており、今期定例会の期間だけでは責任を持った十分な審査、精査ができないと思  
われ、四万十町議会決算特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中はもとより決  
算審査を行うことを提案するものであります。

委員定数は９名、任期は第４回定例会決算審査の報告までとさせていただきます。

以上、ご審議お願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第7号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会決算特別委員会を設置することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中はもとより決算審査活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会決算特別委員会の経費につきましては、当分の間は平成20年度予算から支出するものといたします。

暫時休憩をいたします。

午後3時04分 休憩

午後3時06分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9 四万十町議会決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、四万十町議会決算特別委員会の委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、四万十町議会決算特別委員会を議長より招集します。

平成20年9月29日、四万十町議会決算特別委員会様、四万十町議会議長。

四万十町議会決算特別委員会招集通知、委員長及び副委員長互選のため四万十町議会決算特別委員会を招集するから出席願います。

日時、平成20年9月29日午後3時10分。

場所、3階議員控室。

四万十町議会決算特別委員会開会のため、ただいまより休憩をします。

午後 3 時 0 7 分 休憩

午後 3 時 2 6 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会決算特別委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告をいたします。

四万十町議会決算特別委員長、田邊哲夫君、四万十町議会決算特別副委員長、宮崎南海男君、以上のとおりです。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1 0 発議第 8 号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

5 番山岡義正君。

○5 番（山岡義正君） それでは、発議第 8 号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案でございます。

この議案につきましては、平成 2 0 年 6 月 1 1 日に成立し、平成 2 0 年 6 月 1 8 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、四万十町議会会議規則の一部を改正しようとするものです。

この地方自治法の改正により、法第 1 0 0 条第 1 2 項に議会は会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができるの規定が新たに設けられました。

現行法上、正規の議会活動は、本会議、委員会への出席や議員派遣等に限られるという解釈がとられてきたことから、全員協議会への出席については費用弁償の支給や公務災害補償の対象とならないとされてきました。

今回の改正は、議会活動の範囲を拡大することを目的としており、全員協議会の活動が正規の議会活動として明確に位置づけられたことから、今後全員協議会への出席は費用弁償の支給及び公務災害補償の対象となり得ることとなり、会議規則を一部改正して、全員協議会を追加し規定しようとするものです。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

皆様方にお手元に配付のとおり改正をしたいと思います。

別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

一部を改正する規則でございます。これはお手元に配付のとおり会議規則の条を新たに加えるとともに条の変更を行うものであります。

以上のとおり提案させていただきます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第8号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

発議第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第11 陳情第27号国道439号線、小石トンネル出入口から大正大奈路、西ノ川大橋までの歩道街路灯設置要望の取り下げについて、日程第12 陳情第31号過疎高齢化に伴う桧生原地区集落営農の支援を求める陳情書の取り下げについて、以上、陳情2議案を一括議題とします。

この陳情2議案につきましては、建設常任委員会及び産業常任委員会に付託し審議をしておりましたが、その後に陳情代表者より陳情取り下げ申し出が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論は省略することに決定しました。

陳情第27号の取り下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第27号国道439号線、小石トンネル出入り口から大正大奈路、西ノ川大橋までの歩道街路灯設置要望の取り下げについては、これを許可することに決定しました。

次に、陳情第31号の取り下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第31号過疎高齢化に伴う桧生原地区集落営農の支援を求める陳情書の取り下げについては、これを許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13 陳情第29号貧困の連鎖を断ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書を議題とします。

この陳情につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、報告を求めます。

総務常任委員長山上利嗣君。

○総務常任委員長（山上利嗣君） それでは、陳情の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号は陳情第29号、付託年月日は平成20年9月18日、内容につきましては、貧困の連鎖を断ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書、これにつきましては採択すべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。

なお、後ほど意見書の提出をさせていただきます。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第29号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第29号貧困の連鎖を断ち切り、住民の生活の底上げを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第29号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第29号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14 陳情第25号大奈路小学校体育館の屋根の雨漏りの改修の要望について、日程第15 陳情第28号介護保険制度の改善を求める意見書の提出についての陳情書、以上陳情2議案を一括議題とします。

この陳情につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、報告を求めます。

教育民生常任委員長田邊哲夫君。

○教育民生常任委員長（田邊哲夫君） それでは、私のほうから本委員会に付託をされた陳情第25号及び陳情第28号を審査した結果、次のとおり決定をしましたので、会議規則第94条第1項の規定によって報告するものでございます。

件名は、大奈路小学校体育館の屋根の雨漏りの改修の要望について、審査の結果は採択すべきものと決定をし、全員一致でございますが、若干口頭で意見を付したいと思うわけですが、たびたび申し上げますが、7月から9月にかけて教育民生常任委員会、昨年に引

き続き学校視察をいたしました。小・中２４校ありましたが、その中で校長先生のほうからさまざまな要望が出されました。

たまたま今回の陳情は大奈路の区長さんからの陳情でありましたが、大奈路小学校の校長からは学校訪問したときには陳情として上がったわけではございませんが、全員の一致で採択をいたしましたけれども、恐らく教育委員会もこのことは既にご承知であったわけで、優先順位をしっかりと決めて、陳情を採択したからすぐにやるということではなくて、しっかりと優先順位を決めて改修に着手してほしいということで意見を付して報告にかえます。

○議長（味元和義君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

（「もう一個」と呼ぶ者あり）

（１０番田邊哲夫君「もう一個あった」と呼ぶ）

○教育民生常任委員長（田邊哲夫君） すいません、陳情第２８号がございました。

件名は介護保険制度の改善を求める意見書の提出についての陳情でございます。

審査をした結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致です。後ほど意見書の提出を計画をしております。

○議長（味元和義君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２５号大奈路小学校体育館の屋根の雨漏りの改修の要望についてを採決します。

お諮りします。

陳情第25号を委員長報告のとおり意見を付して採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第25号は委員長報告のとおり意見を付して採択することに決定しました。

これより陳情第28号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28号介護保険制度の改善を求める意見書の提出についての陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第28号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第28号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16 陳情第23号町道見付駄馬線から東方に分岐する生活道を町道に認定を求める陳情書、日程第17 陳情第26号大正大奈路～【旧】西ノ川橋手摺塗装と落下防止、金網の取替えに関する陳情書、以上、陳情2議案を一括議題とします。

この陳情につきましては、所管の建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、報告を求めます。

建設常任委員長竹内常喜君。

○建設常任委員長（竹内常喜君） 本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号陳情第23号、付託年月日20年9月18日、件名、町道見付駄馬線から東方に分岐する生活道を町道に認定を求める陳情書。審査の結果は採択であります。全員一致であります。

陳情第26号、付託年月日平成20年9月18日、大正大奈路～【旧】西ノ川橋手摺塗装と落下防止、金網の取替えに関する陳情書、これについては趣旨採択であります。全員一致であります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 陳情第26号の件について若干お伺いしてみたいと思いますのは、大変私の地元の区長さん、要望等議会にまた執行部に提案するのが非常に熱心な方で、この案件については過去にも趣旨採択という形で当委員会で採択したと記憶があるわけですが、内容はわかりますけれども、趣旨採択というのは非常に現場が橋また町道の金網等を工事をするとなると多額な費用がかかるという中で要望は十分理解できるという趣旨採択なのか、それともお金がかかり過ぎるかという点があるわけですが、主な趣旨というのは執行部との協議の中でこういう結論出したというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（味元和義君） 建設常任委員長竹内常喜君。

○建設常任委員長（竹内常喜君） この件については今回で2回目の陳情であります。それで、今回も委員でその現場を見せていただいたわけですが、確かに橋の手すりなんかはさびてはおりますけれども、まだすぐに壊れるというようなものではないし、手で押してみても全然びくともしないというような頑丈なものでありますので、それについて、それと金網についても区長さんが言われるように、もう腐ってぼろぼろになっちよるというような一部話もありましたけれども、実際金網を見ましてもそのような状況ではなしにまだ十分防護柵として使用できる、こういうようなことが趣旨採択の原因でございます。

（10番田邊哲夫君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第23号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２３号町道見付駄馬線から東方に分岐する生活道を町道に認定を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２３号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第２３号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２６号大正大奈路～【旧】西ノ川橋手摺塗装と落下防止、金網の取替えに関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２６号を委員長報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第２６号は委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第１８ 発議第９号貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書案を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

８番山上利嗣君。

○８番（山上利嗣君） それでは、意見書を読ませていただきます。

貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書。

中身は文章につきましては割愛させていただきます。

平成20年9月29日、河野洋平衆議院議長、江田五月参議院議長、麻生太郎内閣総理大臣、舛添要一厚生労働大臣。

以上です。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第9号貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書案を採決します。

発議第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第9号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理権を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第19 発議第10号介護保険制度の改善を求める意見書案

を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 介護保険制度の改善を求める意見書案を提案するものでございます。

提出者は私、田邊哲夫、賛成者は教育民生常任委員5名でございます。

次の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定によって提出をするものでございます。

介護保険制度の改善を求める意見書。

介護保険制度ができましたのが、たしか平成12年、早いもので9年目を迎えようとしております。今政府では、来年度に向けてここに書いてありますように改善というか、見直しを今政府部内でもやっているようでございます。そういった観点で非常に時期にマッチした意見書だと私は思っているわけですが、内容は皆さんに配付をしております3点の内容について政府に改善を求めるものでございます。

第1番目は、介護報酬を引き上げ、人員配置基準の見直しを行い、職員の給与、労働条件の改善を求める。

2点目といたしまして、利用料、保険料、居住費、食費負担を軽減するとともにサービスの利用制限を取りやめ、必要な介護が適切に保障される制度に改善をすること。

3点目、以上を実現するために保険料や利用料の引き上げではなく、介護保険に対する国の負担を大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するものでございます。

提出先は内閣総理大臣麻生太郎、厚生労働大臣舩添要一あてでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） お伺いをいたしたいと思いますが、この最初のところの文言の中に、不透明な認定制度ということが書いてありますが、現時点で四万十町において、例えば今高幡広域の中で認定制度を行っていると思いますけれども、これは本当に不透明な

制度の中で不透明に認定をされているのかどうか、その点が非常に気にかかって、この文言だけ非常に気にかかっておるところですが、いかがでしょうか。どのような協議をされたか、そこのあたりは。

○議長（味元和義君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） この介護認定は専門の調査員がそれぞれ高齢者に面接をした上で認定をする制度であるわけですが、町民の中で非常に一見調査をしても認知の度合いが、そのときはしっかりとして調査員には異状なしという認定をされるケースも多々あるわけです。家族にとって見れば、一回だけ、1回かどうかわかりませんが、数度の調査で認定を下される点で不透明な要素もあるという町民の声もあるわけです。そういった意味で不透明という形で書かせていただきました。よろしくお願いいたします。

（13番酒井祥成君「いいですよ」と呼ぶ）

○議長（味元和義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第10号介護保険制度の改善を求める意見書案を採決します。

発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第10号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、字句、その他整理権を議長に

委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第20 発議第11号議員派遣の件についてを議題とします。

5番山岡義正君から地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条並びに会議規則第14条の規定により提出されております。提出者の提案理由の説明を求めます。

5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） 発議第11号議員派遣の件についてでございます。

提出者は、私、山岡義正と、賛成者は宮崎南海男氏を初め議会運営委員7名の賛成を得て提出するものであります。

上記の議案を、別紙のとおりと書いてありますが、別紙じゃなくて非常に予算上、裏へ書いておりますので大変申しわけございませんが、会議規則第14条の規定により提出いたします。

議員派遣の件。平成20年9月29日。地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣をする。

1、第49回四国地区町村議長会研修会、2回目、地元選出国會議員と町村議会議長との政策懇談会及び意見交換会、3件目です、第52回町村議会議長会全国大会。

目的、期日、場所、派遣議員につきましては、書面をもって提案のとおりとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 派遣議員の中で、議長その他議長が指名する議員となっておりますが、その議長が指名する議員の根拠は何です。

○議長（味元和義君） 山岡義正君。

○5番（山岡義正君） 議長とそのほか議長が指名する議員というのは関連のある議員でございます。例えば、こういった中で地元選出の議員ですか、こういった中で取り組む場合、それから全国大会、こういった中で必要がある場合には各常任委員会の委員長が出席

可能ということでございます。だれでも結構ですが、議長の指名するところであります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、発議第１１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第１１号議員派遣の件についてを採決します。

発議第１１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手多数です。したがって、発議第１１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第２１ 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

産業常任委員長及び建設常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続審査、調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、産業常任委員長及び建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

次に、各委員長から各委員会において審査、調査中の事件及び所管事務の調査事項について、会議規則第７５条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続審査、調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査、調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩をいたします。

午後３時５８分 休憩

午後４時００分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま総務常任委員長から、陳情第２４号ケーブルシステム整備事業の見直しを強く求める陳情の審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第２４号ケーブルシステム整備事業の見直しを強く求める陳情を日程に追加し、追加日程第１として陳情第２４号を議題とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 追加日程第１ 陳情第２４号ケーブルシステム整備事業の見直しを強く求める陳情を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長山上利嗣君。

○総務常任委員長（山上利嗣君） 報告をいたします前に、この陳情案件につきまして、ちょっと整理に時間がかかり過ぎまして今日の追加提案となりました。まことに申しわけなく思っております。

それでは、報告をさせていただきます。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第９４条第１項の規定により報告をいたします。

受理番号陳情第２４号、付託年月日は平成２０年９月１８日、件名はケーブルシステム整備事業の見直しを強く求める陳情。審査の結果は不採択すべきものと決定をいたしました。

た。なお、全員一致でございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 提出者の説明が終わりました。

総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第24号ケーブルシステム整備事業の見直しを強く求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

ケーブルシステム整備事業の見直しを強く求める陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（味元和義君） 挙手少数です。したがって、陳情第24号は不採択することに決定しました。

お諮りします。

第3回定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。したがって、会議規則7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、第3回定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成 2 0 年第 3 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 4 時 0 4 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員